

# CHUO SOGO LPC NEWS



弁護士法人 CHUO SOGO LPC  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階  
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2026 春号

2026年4月発行 第122号



## ご挨拶

春暖の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年度にあたり、司法修習を終えた弁護士6名が新たに事務所に加わりました。新進気鋭の若い弁護士が経験豊富な弁護士の指導のもとで研鑽を積みながら成長していくことを期待しています。また、米国留学後、金融庁に出向しておりました新澤純弁護士が、パートナーとして事務所に復帰いたしました。留学及び出向で得られた知見を基に、今後のさらなる活躍を期待しております。なお、2011年より当事務所のオブカウンセル弁護士としてご活躍いただいていた森本滋京都大学名誉教授が、本年3月をもって退所されることとなりました。これまで中堅・若手弁護士との共同執筆などを通じて多大なご支援とご指導を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、本号では、当事務所における各プラクティスグループ(PG)の昨年1年間の活動報告を掲載しております。当事務所では、金融法務、コンプライアンス、コーポレート、取引法務、知的財産、競争法、IT法、不動産、人事労務、刑事手続などの各分野において、パートナーとアソシエイトが共に専門的な研究や事例の共有を行い、知見の蓄積と実務能力の向上に努めております。昨年からはnote(<https://note.com/chuosogolpc>)での記事発信を開始するなど、情報発信にも力をいれておりますので、ご一読いただければ幸いです。分野ごとの専門性を高めるとともに、所内での知識共有を進めることにより、より質の高いリーガルサービスを提供できる体制の整備に取り組んでおります。

また本号では、当事務所が加盟する国際的な法律事務所ネットワークGlobalawの年次総会への参加報告のほか、令和8年4月施行の改正家族法(離婚後共同親権制度)をはじめ、女性活躍推進法の改正、早期事業再生法の概要、音楽利用を巡る著作権制度の動向など、企業実務や社会生活に影響の大きいテーマについて解説しております。各論考が皆様の実務の一助となれば幸いです。

最後になりますが、本年3月11日、当事務所の弁護士であり、金融庁への出向を終えて本年1月に当事務所に復帰しておりました西川昇大弁護士が、病気療養中のところ、誠に残念ながら逝去いたしました(享年34歳)。西川弁護士は誠実で仕事熱心な人柄で、多くの仲間に慕われておりました。金融庁への出向においては新たな法制度の立案にも大きく貢献し、将来を囑望されていた弁護士でありましたので、その早すぎる別れは事務所にとって大きな悲しみであります。ここに謹んで、生前に賜りましたご厚誼に深く感謝申し上げますとともに、西川昇大弁護士のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

今後とも、弁護士法人中央総合法律事務所に対し、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

## 入所のご挨拶

弁護士 阿多 侑子  
(あた・ゆうこ)

<出身大学>  
東京大学法学部  
東京大学法科大学院

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、東京での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務をさせていただくこととなりました、阿多侑子と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の法曹三者それぞれの立場から実務を経験するという貴重な機会をいただき、課題の法的解決という目的を共有しつつも、その役割や視点には違いがあることを実感しました。その中でも、弁護士は、課題に直面した依頼者の方々々と並走する存在であり、依頼者の方々のニーズを的確に把握した上で、法的解決に向けて粘り強く考え抜くことが重要であると学びました。

弁護士に求められる知識や視野の広さに加え、その職責の重さを改めて認識するとともに、依頼者の方々を支え、共に歩むことのできる立場に大きなやりがいを感じ、弁護士として精一杯努力していく決意しております。

この決意を忘れることなく、依頼者の方々にとって最善のサービスの提供をできるよう、日々研鑽を積んでいく所存です。

未熟者で至らない点も多々あるかと存じますが、一件一件、真摯に取り組んでまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 内海 徹哉  
(うちみ・てつや)

<出身大学>  
東京大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、京都での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました、内海徹哉と申します。

司法修習を過ごした京都の地では、歴史ある街並みの中で法曹三者の実務を学び、法的知識を深めるだけでなく、当事者の方々の多様なニーズや、血の通ったコミュニケーションの重要性を肌で感じて参りました。特に弁護修習では、AIの発展目覚ましい現代において、法律家として、弁護士として、どのような価値を依頼者に提供することができるかについて、深く考えさせられました。弁護士として、法的知識や思考力についての研鑽はもちろんのこと、紛争・課題の現場にいる依頼者に寄り添うことのできるよう様々なことを勉強し、能力だけでなく人格にも優れた弁護士を目指していきたいと思っております。

これからは、活気あふれる商都大阪において、一日でも早く皆様のお力になれるよう、一つ一つの業務に真摯に取り組んでいく所存です。

未熟者ではございますが、当事務所の一員として、誠心誠意努力して参りますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士 傍島 佑一郎  
(そばじま・ゆういちろう)

<出身大学>  
慶応義塾大学法学部  
大阪大学法科大学院

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、福岡での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました、傍島佑一郎と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の三者の立場から法曹の実務を学びました。役割の違いから、それぞれの立場で職務内容・思考方法等は異なります。しかし、職務の経験や実務家との対話を通じて、三者のいずれも現に困難に直面している人のために存在する面があるという点において共通していることを肌で感じました。法曹とは「人を助ける」仕事であると司法修習の1年間を通じて胸に刻んだところです。

特に弁護士がかかわる一つひとつの事案の背後には、依頼者の方の人生があります。その重みを忘れることなく、真摯に事案に向き合い、最善の解決を追求し続ける姿勢こそが弁護士に求められる根幹の要素であると考えています。私も、弁護士として、依頼者お一人おひとりの声に丁寧な耳を傾け、また専門性を磨き続けながら、責任をもって職務に取り組んでまいります。

未熟者ではございますが、一日も早く信頼される法律家となれるよう不断に研鑽を重ねてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 入所のご挨拶

弁護士 山本 侑樹  
(やまもと・ゆうき)

<出身大学>  
立命館大学法学部  
同志社大学法科大学院

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、青森での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務をさせていただくこととなりました、山本侑樹と申します。

憧れであった弁護士生活がスタートすることに喜びを感じるとともに、その機会を与えていただいた当事務所には、感謝の気持ちでいっぱいです。

司法修習では、民事・刑事を問わず、さまざまな訴訟事件を、裁判官・検察官・弁護士、それぞれの異なる立場から学んできました。

そこでは、どの事件においてもどの立場においても、根底にあるのは、「紛争を解決すること」。その紛争をどのように解決するのかを、自身の知識や能力、人間性や協調性などを総動員して考える点に、法曹としてのやりがいがあるのだと感じました。

弁護士は、クライアントの「紛争を解決すること」が仕事です。この弁護士なら信じてもいいかなと思っていただけるような、迫力のある弁護士になることが私の目標です。

今まで関わってくださった方への感謝の気持ちを忘れずに、これからもより一層精進してまいります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

弁護士 岡庭 遼岳  
(おかにわ・はるか)

<出身大学>  
大阪大学法学部  
大阪大学法科大学院

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、大阪での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました、岡庭遼岳と申します。

司法修習では、証拠の重要性を学ぶことができました。裁判所と検察庁での修習を通じ、裁判官、検察官が弁護士の提出した証拠をどのように評価しているのかについて、机上の学びでは得られない生きた知識を身につけることができ、大変有意義でした。

また、弁護修習では電話対応や依頼者への言葉掛けを含め、一挙手一投足を学ばせていただきました。依頼者に寄り添い、最善の解決に向けて尽力する弁護士の姿は大変魅力的である一方で、依頼者の期待と想いを一身に引き受ける職責の重大さを痛感しました。

今後は職責の重みも意識しつつ、確かな法的知識の研鑽を重ねるとともに、依頼者との丁寧なコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、質の高いリーガルサービスを提供できるよう努めていく所存です。

未熟者ではございますが、一刻も早く皆様のご期待に応えられるよう、日々精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 小野澤 祐大  
(おのざわ・ゆうだい)

<出身大学>  
明治大学法学部

<経歴>  
2026年3月 最高裁判所司法研修所修了(78期)  
第一東京弁護士会所属  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、東京での修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務させていただくこととなりました、小野澤祐大と申します。

司法修習では、法曹三者の立場で、様々な経験をさせていただき、法曹三者それぞれの視点を学ぶとともに、法曹の責任の重大さを再認識しました。

特に、弁護修習では、実際の法律相談の同席や書面の作成等を通じて、弁護士の対応一つで、結果が大きく変わることを実感し、法律の専門家として求められる役割の重大さを学びました。

また、指導担当弁護士の依頼者の方とのコミュニケーションを目の当たりにし、AIの精度が向上し法務のあり方が大きく変化しつつある今日において、弁護士として依頼者の方に対しどのような価値を提供することができるかについて考えるきっかけとなりました。

入所後は、様々な仕事に携わりながら知識や経験を積み、依頼者の方へ弁護士としての価値を提供できるように精進いたします。

未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 金融庁からの復帰及びパートナー就任のご挨拶

弁護士 新澤 純



弁護士(日本・ニューヨーク州)  
新澤 純  
(にいざわ・じゅん)

<出身大学>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院  
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

<経歴>  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)入所

2022年5月  
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)修了

2022年9月～2023年2月  
Jackson Walker LLP法律事務所(ダラス、テキサス州)勤務

2023年3月～同年7月  
Buchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)勤務

2023年8月  
弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)復帰

2024年2月  
ニューヨーク州弁護士登録

2025年4月～2026年3月  
金融庁総合政策局総合政策課「拠点開設サポートオフィス」課長補佐  
金融庁総合政策局リスク分析統括課「フィンテックサポートデスク」課長補佐併任

2026年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所(東京事務所)復帰(第一東京弁護士会へ登録換え手続中)  
同パートナー就任

<取扱業務>  
アセットマネジメント、ファンド(オルタナティブ投資(PE/VC、PD、インフラ、不動産等))、フィンテック規制、金融規制、M&A、スタートアップ投資、企業法務

### 1 はじめに

本年3月末をもちまして金融庁での任期を満了し、2026年4月1日付で弊所東京事務所に復帰するとともに、パートナーに就任いたしました。ここに謹んでご挨拶申し上げます。

### 2 米国留学、金融庁出向、大阪事務所から東京事務所への移籍

私は、2016年12月に第69期として弁護士登録を行い、翌年1月より弊所大阪事務所にてアソシエイトとして執務してまいりました。4年半の大阪事務所での勤務の後、2021年8月から2023年7月までの2年間、米国留学に行っていました。米国留学では、UCLAロースクールのLL.M.(法学修士)課程を修了し、その後、Jackson Walker LLP法律事務所(ダラス、テキサス州)及びBuchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)という2つの異なる法律事務所でも6か月ずつ実務研修を行いました。ニューヨーク州司法試験にも合格し、同弁護士登録を完了いたしました。帰国後約1年半の執務を経て、2025年4月から2026年3月までの1年間、金融庁に出向してまいりました(金融庁「拠点開設サポートオフィス」における業務の詳細は、本事務所ニュース20頁以降をご参照ください)。

そして、今般、弁護士登録10年目という節目の年を迎えるにあたり、米国留学及び金融庁出向で得た知見を活かすべく、住み慣れた大阪から東京事務所へと拠点を移すことといたしました。また、弊所パートナー諸先輩方のご信任を賜り、パートナーに就任させていただき運びとなりました。

### 3 感謝と御礼

このような多様な経験を積み、パートナー就任という一つの区切りを迎えることができましたのは、ひとえに、これまで数多くの案件を通じてご支援を賜りましたクライアントの皆様のおかげです。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

また、米国留学や金融庁出向といった、敢えて多少のリスクを取ってでも(米国でも金融庁でも良いことも大変なこともたくさんありました)、果敢に外部へ挑戦する機会を与えてくださり、留学・出向中も温かくご支援くださった弊所パートナー、シニアカウンセラー、ならびに事務局の皆様にも厚く御礼申し上げます。あわせて、4年間で6回(留学で4回、出向で2回)の転居を共にしてくれた家族の支えにも深く感謝しております。

今後、パートナーとして新たな一步を踏み出すこととなりますが、これを真の出発点と捉え、初心を忘れることなく、謙虚に、独創性と実行力をもって、独自の付加価値を提供できるよう、引き続き挑戦と研鑽を続けていく所存です。

### 4 今後のプラクティスエリア

従前より取り組んでおりましたM&A、スタートアップ投資、ジェネラルコーポレート、人事労務、不動産、訴訟・紛争等の分野において、引き続き、クライアントの皆様からの一つ一つのご依頼を迅速かつ的確に対応してまいります。あわせて、今後は、「英語(涉外)」×「金融」の強みを活かし、アセットマネジメント及びファンド(特に、PE/VC、プライベートクレジット、インフラ、不動産等のオルタナティブ投資)分野にも一層注力していく所存です。

金融庁で知見を磨いた海外ファンド等の金商業ライセンスに係る英語登録審査に関する法的助言(インバウンド)にも従事しつつ、今後はその知見をアウトバウンド方向にも転換し、日本の機関投資家の皆様に対しても、海外オルタナティブ投資における投資スキームの検討、投資契約(LPA)の作成・交渉、デューデリジェンス、ファンド運営モニタリングの留意点に関する法的助言等にも取り組んでまいります。

### 5 事務所経営や海外ネットワークへの参画

加えて、今後は、パートナーとして事務所経営にも参画いたします。55年以上の歴史を有する弁護士法人中央総合法律事務所の持続的な成長に向け、若手パートナーの一員として、採用活動、戦略的な対外発信(寄稿やセミナー開催及びそのサポート)、ナレッジマネジメント、DX推進、業務効率化、セキュリティ強化、多様な価値観の実現など、目まぐるしく変化する時代に即した組織作りにも尽力してまいります。

昨今、金融やM&Aの分野では、クロスボーダー案件の重要性が益々高まっております。GlobalawやTAG Lawといった弊所が加盟する国際的なアライアンスにも積極的に参加し、海外専門家との連携を強化することで、クライアントの皆様のごグローバルなニーズに応え、より付加価値の高いリーガルサービスの提供を目指してまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

## 退所のご挨拶



京都大学名誉教授

森本 滋  
(もりもと・しげお)

私は、この3月で満80歳となり、これを機に、本事務所を退所させていただき、4月からは悠々自適の生活を楽しむことといたしました。

私は、京都大学法学部4回生の秋(1968年)、司法試験に合格しましたが、司法修習生とはならず、翌年4月より、京都大学法学部助手として、商法、とりわけ、会社法の研究に従事することとなりました。その後、同学部の助教授、教授を経て、2009年3月に同大学を定年退職し、同年4月より、同志社大学司法研究科(ロースクール)教授となり、2016年3月に同大学を定年退職しました。

2011年2月、関西金融法務懇談会で親しくさせていただいていた本事務所会長の中務嗣治郎先生から、最近開設した京都事務所に来ないかとお誘いを受けました。学生時代には弁護士となることを希望しており、また、ロースクール専任教授として弁護士業務や弁護士会活動を体験することが有益であろうと考え、同年10月に、京都弁護士会に弁護士名簿登録をし、本事務所京都事務所にオブカウンセルとして席を設けていただきました。弁護士の新人研修として、先輩弁護士の指導を受けながら民事・刑事事件の弁護を担当しましたが、65歳からの手習いはなかなかのもので、研究や大学業務との関連もあり、その後、依頼者に対する弁護活動は行いませんでした。

法律事務所に在籍しながら、ときどき同僚弁護士からの法律相談を受け、事務所ニュースに寄稿するだけでよいのかとの思いもあり、弁護士專業となったところから、若手・中堅の同僚弁護士と勉強会を組織し、その成果を書籍として出版する活動を始めました。これまで四冊の書物を世に送り出し、この3月には中小会社の株主総会に関する書物を上梓しました。これが本事務所における私の最後の仕事です。

中務嗣治郎先生、そして、京都事務所の所長である小林章博先生や事務担当の藤原宏美さんをはじめとする事務所の皆様の温かいご配慮により、この14年半の間、大学の研究室にいるかのように、自由に過ごさせていただきました。心より御礼を申し上げます。

本事務所および所属弁護士の皆様の益々のご発展を祈念して、退所のあいさつとさせていただきます。

## 「中小会社の株主総会—その法と実務」

発売日 2026年3月

発行所 株式会社商事法務

編著者

京都大学名誉教授 森本滋

弁護士法人中央総合法律事務所

《金澤 浩志・藤井 康弘・古川 純平・赤崎 雄作・

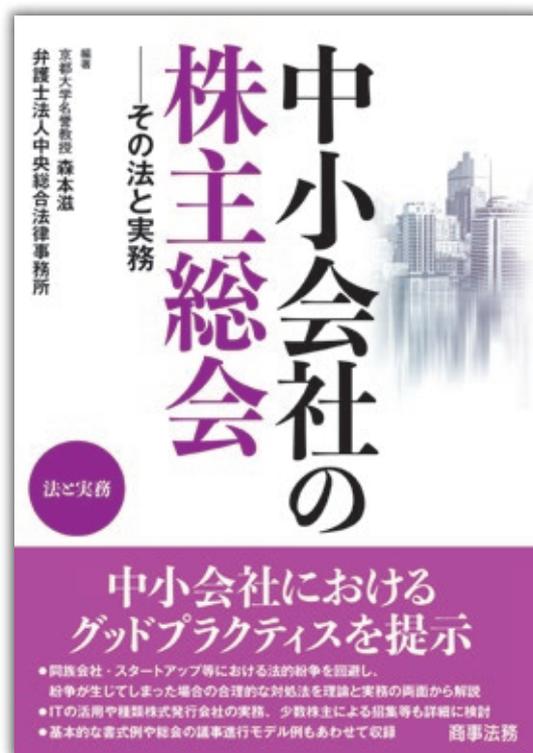
浦山 周・鍛冶 雄一・高橋 瑛輝・大澤 武史・

本行 克哉・榎本 辰則・檀淵 陽・加藤 友香》

本書は、平成27年4月に公刊した「取締役会の法と実務」から続く、当事務所の若手・中堅弁護士が、森本滋・京都大学名誉教授のご指導を受けて実施した共同研究の成果を取り纏めた書籍です。

本書では、株式会社の圧倒的多数を占める中小の非公開会社や将来的に上場を目指すスタートアップ企業を主たる対象に、株主総会の実務において、法的紛争を回避し、紛争が生じた場合の公正かつ合理的な対処方法を理論と実務の両面から解説しています。また、基本的な書式例や総会の議事進行モデル例もあわせて収録しています。

本書が読者の皆様のお役に立てれば、幸いです。



## 金融PG

### <所属弁護士>

中務尚子 錦野裕宗 鈴木秋夫 國吉雅男 瀧川佳昌 金澤浩志 山田晃久 角野佑子 浦山 周 高橋瑛輝  
西中宇紘 本行克哉 富川 諒 小宮 俊 榎本辰則 秋山絵理子 佐藤諒一 三村侑意 内田孝太郎 森山雄平  
横山淳司 中原由理 西川 葵 逢澤縁太郎 前多 陸 本田祥馬

### 第1 紹介

金融法務プラクティスグループ(以下「金融PG」といいます。)の活動についてご紹介します。当事務所は開設以来、金融法務分野において確かな実績を築き上げてきたことにより、クライアントの皆様との信頼関係を築いてまいりました。この礎となったのは、一人一人の弁護士による日々の挑戦と研鑽の積み重ねです。金融PGの所属メンバーは、金融庁での勤務経験者や複雑高度な金融法務案件を数多く経験した弁護士を中心に構成されています。金融PGは、これらの弁護士のこれまでの知見を共有し、さらには深く研究することにより、よりクライアントの皆様へ充実した法的サービスを提供することを企図するものです。金融の法務分野は、多岐にわたりますが、より効率的な知見共有と研鑽を目的として、レギュレーション、保険、ファイナンス分野について各分科会を設置し、集中的に研鑽を積める体制を採用しております。以下では、各分科会の活動内容をご紹介します。

### 第2 レギュレーション分科会

当事務所には、金融庁において任期付公務員として勤務した経験を有する弁護士が多数在籍しており、当該経験ある弁護士を中心に、最先端の実務知識に基づいて、銀行法や金融商品取引法等の金融レギュレーションに係る法的アドバイスや意見書作成業務を多く取り扱っています。そこで、昨年は、実務経験豊富な弁護士が、金融法務に興味関心を持つ若手弁護士に知識の承継を行うために、銀行法を体系的に学ぶ勉強会を開始しました。本勉強会においては、将来的に事務所外への発信を行うことも見据えて、銀行等の業務範囲規制、出資規制、子会社範囲規制等について議論を行っております。また、実務上問題になることの多くない論点についても広範な知識の取得という観点から勉強会のテーマとしており、網羅的な知識の習得に努めています。

今後は、本勉強会における検討成果を対外的な発信にも反映させるとともに、金融規制分野における実務知見の一層の深化および体系的蓄積を通じて、クライアントの皆様へ質の高い助言を提供できる体制を整えてまいります。

### 第3 保険分科会

当事務所では、保険業法上の規制や保険会社・保険代理店のM&A、損害サービスに係る事案など、保険分野を取り巻く案件について、幅広く取り扱っております。昨年は、Chambers Asia-PacificのJapan-Insurance分野において、当事務所及び錦野弁護士がランクインするなど、対外的にも高い評価を受けました。

本年より、金融庁保険課にて制度改正業務等に従事していた佐藤弁護士が復帰しております。当分科会では、保険業法改正をはじめ変化が著しい保険分野において、事務所全体の知見の底上げとブラッシュアップを図るべく、引き続き、研鑽して参ります。

### 第4 ファイナンス分科会

本分科会では、ストラクチャード・ファイナンスを中心とする各種資金調達取引を対象に、スキーム設計における法的論点や会計上の整理、契約条項の機能分析、リスク配分の在り方などについて、実務的観点から研究を行っています。近時は、蓄電池設備ファイナンス等を含む対応事例の共有や、経験豊富なパートナー弁護士によるファイナンスの基礎概念や各種スキームの意義に関するレクチャーを通じ、若手弁護士を含む分科会全体で基礎的理解と応用的視点の深化を図りました。また、金融関連規制や特別法制の動向も継続的にフォローし、議論を重ねることで理解を確かなものとしています。

今後も、これまでに蓄積した知見を基礎として、シップファイナンス、航空機ファイナンス、再生可能エネルギーファイナンス等の分野を題材に取り上げ、各分野特有のリスク構造や担保設計、関連法規制との関係などを検討し、より高度かつ実践的な知見の深化を目指してまいります。

### 第5 まとめ

以上のとおり、金融PGでは幅広く更に深みのある知見の共有と研鑽を通じて、クライアントの皆様へ最適なリーガルサービスを組織的に提供できるようにしてまいりますので、引き続き当事務所をご活用いただければ幸甚です。

## コンプライアンスPG 【危機管理分科会】

### <所属弁護士>

錦野裕宗 堀越友香 浦山 周 鍛治雄一 佐藤諒一 木村俊太郎

当事務所においては、所属する各弁護士が、企業不祥事に係る調査委員会等の委員、幹部従業員による横領・窃盗等の不祥事案件の調査、民事・刑事の責任追及にかかる法的支援等を担当するなど、幅広い経験と専門知識を活かし、危機管理分野の案件に多く携わっております。

当分科会は、**不祥事対応、規制・行政対応、リスクマネジメント**等について、当事務所が過去に対応した案件で蓄積した経験・知見の共有・体系化や、昨今のリスク管理体制、不正・不祥事調査における課題・問題点等についての検討を行ったうえで、実際に携わる案件において、当事務所のメンバーが、チームとして有機的に機能しうる体制を整えております。

当分科会では、企業不祥事について、公表された開示資料や調査報告書、記者会見・報道等を各自が精査し、当分科会において不祥事の具体的内容を踏まえた意見交換、特に企業自身による調査や公表・被害回復等の対応のあり方、発生原因の検証・再発防止策の策定、第三者委員会等の調査スコープの設定や調査手法、調査対象の分析・検討を行っています。

昨年は、公表された様々な調査報告書等を題材に議論を重ね、その成果の一端として、いわき信用組合案件の調査報告書の概要や特徴等について解説したコラム([https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/12/crisis\\_management.pdf](https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/12/crisis_management.pdf))を公表したほか、企業における不正・不祥事リスクの管理について、リスクの特定・評価等の平時のリスク管理や対外公表を含む有事の危機管理等を解説した記事([https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/06/news\\_119.pdf](https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/06/news_119.pdf))を事務所ニュースに掲載しました。

当事務所では、当分科会を中心に、過去の経験・知見に最新の情報と技術を取り入れ、サービスの質を向上させる努力を続けることにより、**企業不祥事が生じた場合の対応やその予防のためのコンサルティングを提供できる体制を整えております**ので、クライアントの皆様にご迷惑がございましたら、お気軽にご連絡をいただきますようお願いいたします。

## コンプライアンスPG 【反社AML分科会】

### <所属弁護士>

國吉雅男 金澤浩志 古川純平 高橋瑛輝 秋山絵理子 藤野琢也 逢澤縁太郎

当事務所では、銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関をはじめ、証券会社、保険会社、貸金業者、各種決済事業者等、クライアントの皆様から、反社会的勢力対応、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策(AML/CFT)及び金融犯罪対策に関するご相談・ご依頼を多数頂戴しております。これらの分野は、関係法令やガイドラインの正確な理解に加え、実務運用や近時の動向を踏まえた適切な判断が求められる分野です。当事務所では、弁護士会の民事介入暴力対策委員会での活動経験や、金融庁への出向を通じて金融機関の反社対応・AML/CFT・金融犯罪対策業務に携わった経験を有する弁護士を中心に体制を整え、対応を行っています。

本分科会では、これまで取り扱ってきた関連事件や法律相談の情報、ノウハウの共有に加え、特殊詐欺事案への対応、疑わしい取引の判断枠組みやリスクベース・アプローチの運用、反社該当性判断、マネー・ローンダリング等のおそれを理由とした取引制限や関係遮断をめぐる諸問題など、実務上頻出する最新の論点について検討を重ねております。また、各種法令・ガイドラインの改正動向をフォローし、議論を通じて理解を深めております。こうした取組を通じて得られた知見を分科会の資産として蓄積し、リーガルサービスの充実に努めています。

当事務所における取扱実績の一部は後掲のとおりです。反社対応、AML/CFT及び金融犯罪対策体制の整備・改善、個別事案への対応等に関してご相談がございましたら、本分科会メンバーまでお気軽にご連絡いただければ幸いです。

### 【AML/CFT】

- ・犯罪収益移転防止法、マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン、外為法令等の遵守に関するガイドライン、その他関係法令の適用、解釈に係る相談
- ・内部管理態勢の構築・高度化支援、リスク評価の高度化支援
- ・役職員向け研修の実施
- ・疑わしい取引・顧客に関するリスク遮断対応(取引謝絶、既存取引解消)

### 【金融犯罪対策】

- ・振込詐欺救済法に基づく口座凍結要請・その他の特殊詐欺被害に関する対応
- ・盗難カード等の利用やインターネット・バンキングの不正利用にかかる預金者保護法及び全銀協通達に基づく対応
- ・預金者等の顧客からの補償・損害賠償請求にかかる金融ADR・訴訟対応

### 【反社会的勢力の排除】

- ・預金取引等の各種暴排解約、その他の取引謝絶、解約案件の対応
- ・役職員、関連会社と反社会的勢力との関係が発覚した場合の対応(関係遮断)
- ・暴力団事務所や半グレ事務所の立ち退き、組長責任訴訟
- ・各種不当要求に対する仮処分(街宣禁止、架電禁止、接近禁止等)

## コーポレートPG 【ガバナンス分科会】

### <所属弁護士>

小林章博 堀越友香 赤崎雄作 浦山 周 鍛冶雄一 内田孝太郎 横山淳司 中原由理

2025年は会社法改正に向けた議論が進展した年といえます。法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会においては、現在も、将来の実務に影響を及ぼしうる様々な論点が検討されており、コーポレートPG・ガバナンス分科会では、その議論の状況をフォローし、実務上の課題等について検討・意見交換を行っています。

その中でも注目される論点の一つが実質株主確認制度です。株主名簿上の株主(名義株主)と株式の議決権の指図権限を有する者(実質株主)が一致しないケースが多く見られる中で、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進や、支配に関する重要な情報の把握及び開示の必要性が指摘されています。これらの課題をふまえ、株式会社から実質株主を確認する制度と、株主側から株式会社に対する通知を義務づける制度を併せて創設することが提案されています。

また、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化について、一定の場合には、株主総会の決議があったものとみなす案や決議方法の法令・定款違反を株主総会の決議取消事由から除外する案が検討されています。

株主総会の合理化を図る方策としては、上記のほか、バーチャルオンリー株主総会の導入、株主提案権の要件の緩和についても検討が進められています。

その他、従業員等に対する株式の無償交付の導入、株式交付制度の見直し、現物出資規制の見直し等、多岐にわたる論点が検討の対象とされています。

こうした議論の最新動向をクライアントの皆様には速やかにお届けするため、当分科会では、オンラインプラットフォーム「note」による情報発信を新たに開始します。

当分科会では、これまで、事務所ニュースやメールマガジンを通じて、企業ガバナンスに関する知見や実務経験を発信しており、昨年度は「本年の6月総会に向けた留意点及び将来的な株主総会に向けた検討事項」をご紹介しました([https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/03/news\\_118.pdf](https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2025/03/news_118.pdf), 16頁及び17頁)。今年はそれらの媒体に「note」を加え、会社法改正および企業ガバナンスをめぐる動向をより一層タイムリーにお届けしてまいります。今後の発信にぜひご期待ください。

## コーポレートPG 【スタートアップ分科会】

### <所属弁護士>

金澤浩志 古川純平 高橋瑛輝 大澤武史 本行克哉 冨川 諒 谷 崇彦 河野大悟 木村俊太郎 木村瑠志  
佐々木孝 中原由理 西川 葵 前多 陸 本田祥馬

当分科会では、国を挙げたスタートアップ支援が加速する昨今の国内情勢に鑑み、スタートアップが直面する様々な問題に対して法務面から支援し、その成長をサポートすることを目的として活動しています。

当分科会では、所属弁護士が実際に取り扱ったスタートアップ事案に関する知見や官公庁・業界団体等が発信する情報等を共有し、どのような場面で法的ニーズがあるか議論し、ファイナンス面・ガバナンス面・ビジネスに関する規制面について研究してまいりました。

また、昨年(令和7年)8月から、スタートアップ法務支援の一環として、「ゼロから学ぶスタートアップ法務」と題し、noteへの寄稿を開始しました(<https://note.com/chuosogolpc>)。下記QRコードからnote記事にアクセスいただけます。



noteでは、スタートアップの設立、資金調達、事業運営、イグ

ジット及びIPO等スタートアップの設立から成長・売却・上場までの一連の過程における法的支援に関する情報発信を行っております。

昨年は、スタートアップの準備・初期フェーズである設立の手順、創業者間契約の基礎、定款作成のポイント及びストックオプションに関する記事(ストックオプションの概要、ストックオプション・プールの概要、発行手続の概要)を発信しました。

今後も、エクイティファイナンスや優先株式などの資金調達に関する内容、個人情報保護・知的財産法務・労務・規制対応などの事業運営に関する内容、イグジットに関する内容及びIPOに関する内容の記事を順次発信していく予定です。ぜひご一読いただけますと幸いです。

以上に加えた対外的活動として、昨年は当事務所大阪オフィスでピッチイベントが開催されるなど、起業家やスタートアップとの交流を図る活動も行っております。

スタートアップ支援の重要性は今後ますます高まるものと考えられます。当分科会では、クライアントの皆様へのニーズに迅速かつ的確に対応できるよう研鑽を重ねるとともに、情報発信活動に力を入れることで、スタートアップ支援の取組みを継続してまいります。

### <所属弁護士>

中務正裕 國吉雅男 藤井康弘 金澤浩志 山田晃久 本行克哉 大口 敬 木村俊太郎 河野大悟 三村侑意  
森山雄平 西川 葵 松浦拓海 深田美紀

当事務所では、企業のクライアントの皆さまから、国内外を問わず様々な取引に関して法務支援のご依頼をいただいていることから、所内における知見の承継と深化を目的として取引法務PGを立ち上げ、活動しております。昨年度の取引法務PGでは、所内ナレッジ共有の強化と、対外発信(メールマガジン)による情報提供に注力しました。主な取り組みは以下のとおりです。

### 第1 昨年度の取り組み

#### 1. 所内報告: 合同会社設立における合併契約・定款の検討ポイント

合同会社設立案件に関連して、合併契約および定款作成の留意点について所内で報告しました。株式会社と比較した場合の「規制(強行規定)」と「自由度(設計可能な領域)」を整理し、特に①意思決定・ガバナンス設計、②出資・損益分配、③持分の譲渡制限や退出(デッドロック、買い取り条項等)、④業務執行社員・代表社員の位置付け、⑤将来的な組織再編・資本政策との整合といった観点から、実務上の論点と条項設計の考え方を共有しました。

今後も、案件対応で得られた知見をタイムリーに共有し、所内のドキュメント品質・検討スピードの底上げにつなげていきます。

#### 2. 法律コラム作成・配信: 中小M&A・事業承継における「組織・株式」分野の潜在リスク

法律コラム「中小M&A・事業承継における『組織・株式』分野の潜在リスクと対応策」を作成し、メールマガジンとして配信しました。本コラムは、株式譲渡スキームを念頭に、DDや契約交渉の場面で見落とされがちな「組織・株式」関連の論点が、最終局面でクロージング自体を止め得るリスクになりうる点を踏まえ、典型事例(Q&A形式)に沿って実務対応を整理したものです。

具体的には、①名義株が疑われる場合に、実質株主の立証可能性や株主名簿上の権利行使リスクを踏まえて、名義株主からの確認書取得・名義書換を進める実務、協力が得られない場合の段階取得・補償条項(補償期間を長めに設定する等)によるヘッジを取り上げました。

②所在不明株主がいる場合には、通知・催告や配当受領状況等の要件を前提とする会社法上の手当てに加え、買主が9割超を確保できる場合の株式等売渡請求の可否、難しい場合に株式併合を用いたスクイーズアウトを検討する流れを整理しました。

③対象会社が株券発行会社で、過去の株式譲渡に株券交付の欠陥がある場合には、株券の発行・交付の有無を資料確認やヒアリングで詰めたうえで、株券所持・紛失の各パターンに応じた治癒策(占有改定の覚書取得、株券不発行会社への移行と名義書換、契約上の手当て等)を示しました。

④さらに、取締役選任・代表権付与や取締役会決議といった機関決定の不備がある場合、対外的取引の効力や無効主張リスクが問題となり得ることを踏まえ、選任・選定決議、重要取引の追認、必要に応じた再締結等によるリスク低減を、誓約事項/クロージング条件として組み込む実務も解説しました。

中小企業では、相続・親族間移転等を背景に株式や機関設計が「現場の感覚」と「法的整理」で乖離していることも少なくありません。そこで当PGとしては、初期ヒアリングの設計、手当てに要する期間を織り込んだスケジュール管理、契約条項によるリスク配分まで含めた支援を意識し、今後も案件知見を対外発信(コラム・セミナー等)につなげていきます。

### 第2 今後の取り組み

取引法務PGにおいては、今後も引き続きM&Aその他各種取引における具体的な着眼点やノウハウの共有、研究を継続するとともに、特定のスキームに特有の手続、留意点などに関する知見に関しても実際の経験をふまえながら所内で共有、深化していく予定です。

また、加えて、M&Aに限らず、取引一般の基礎論点(契約交渉・条項設計、リスク配分、解除・損害賠償、保証・補償、コンプライアンス条項等)に立ち返ったテーマについても、実務に直結する形で整理・発信していきます。

### 第3 さいごに

近時、日本関連のM&Aは活況が続き、2025年は日本関連のM&A総額が過去最高水準に達したとの報道もあります。これに伴い、契約書のドラフト・レビューだけではなく、その前提となるスキームの検討段階からご相談をいただくことが増えてきています。

当事務所としては、所内における知見の共有、承継を図り、リーガルサービスの品質を継続的に向上していくとともに、最先端の取引法務に関する研鑽も積んでまいります。

## 競争法PG

### <所属弁護士>

山田晃久 岩城方臣 大口 敬 松本久美子 加藤友香 峯川弘暉 中村優介 木村瑠志 横山淳司 本田祥馬

#### 第1 競争法PGについて

当PGでは、競争法(独占禁止法、取適法(旧下請法)、景表法等)に関する事案の経験が豊富な弁護士を中心に、競争法の所内勉強会を月に1回程度開催しております。また、競争法に関する記事を事務所ニュースやメールマガジンを通じて発信したり、クライアントの皆様と競争法に関する勉強会を開催するなどの活動も行っております。

#### 第2 具体的な活動内容

##### 1. 取適法(旧下請法)への対応検討

所内勉強会では、特に、本年1月に施行された取適法について、多くの具体事例をテーマに議論を行っています。取適法では、「従業員基準」という適用基準や、「特定運送委託」という規制類型が新たに設けられた結果として規制範囲が広がったため、クライアントの皆様からは、これまで規制を受けていなかった取引に取適法が適用される可能性について、非常に多数のご相談をいただきました。これらの事例の中には、当局が公表している運用基準等を形式的に当てはめるだけでは結論がでないケースも数多く存在し、そのような「悩み」が生じる事案について、各所属弁護士が知見を持ち寄り、類似事案の対応も踏まえながら、取適法の適切な解釈や妥当な解決策を議論しました。

#### 2. 日本と台湾の競争法規制の比較検討

昨年4月には、台湾から日本の大学の博士課程に留学して競争法を専攻された後、当事務所に研修に来られていた有澤法律事務所の廖國翔先生より、「優越的地位の濫用規制」に関する日台の制度比較について発表していただきました。法律の文言の差異に留まらず、運用面での差異を踏まえた実務上の具体的なリスクについてもご説明いただき、台湾の競争法についての知見を深めるとともに、日本の優越的地位の濫用規制の特徴についても再考する機会となりました。

#### 第3 今後の取組

競争法は、条文数が少なく規定が抽象的であるため、適切な法解釈を行うためには個別事例における解釈を蓄積することが不可欠ですが、今後も、各所属弁護士がPGでの活動を通じて具体事例を共有し、実務上の問題意識に対する理解を深め、クライアントの皆様からの競争法に関するご相談に適切な助言や解決策の提示ができるよう、知見を深めてまいります。特に、昨年は、下請法が改正されたこともあり、当PGに所属する各弁護士が、クライアントの皆様や各種組織・団体から、競争法関係の研修・ウェビナーにおいて講演の機会を多数頂戴しましたが、今後も、競争法関係のセミナー等のご要望がございましたら、遠慮なくご相談下さい。

## IT法PG

### <所属弁護士>

山田晃久 赤崎雄作 高橋瑛輝 松本久美子 半田 昇 峯川弘暉 三村侑意

IT法PGでは、昨年度、以下の2点を中心としてメンバーでの研鑽を行いました。

- ・ 個人情報保護法の改正動向の知見蓄積
- ・ GDPRを含む海外法制の研究

データ保護を取り巻く法制は日本のみならず世界各国で日々変化し続けており、それらをアップデートすることは不可欠です。当PGでも、日本の法制のみならず、我が国の企業への影響も大きいGDPRについても知見を深めており、グローバルな展開をしているクライアントの皆様へも法的助言をすることができる態勢を整えております。

また当PGでは、クライアントの皆様との接点を持つことを重視しており、本年1月にはホテル運営事業者の皆様をお招きし、ホテル運営の現場で起こり得るシナリオを題材に、個人データの取扱いに関する実務上の論点や、インシデント発生時の初

動対応の考え方について、GDPRを含む関連法令・ガイドラインも踏まえながら意見交換を行いました。こうした実務に根差した交流を通じて、クライアントの皆さまに蓄積した知見を還元し、現場に即した助言を迅速に提供できる体制の強化に努めています。業態に応じて適切な法的助言を提供できるよう、引き続きクライアントの皆さまとも情報交換できる機会を持つことができればと考えております。クライアントの皆さまからもお気軽にご要望等お聞かせ頂ければ幸いです。

上記に加え、近時、生成AIの活用は多くの企業にとって重要性を増す一方で、フェイク画像や知的財産権侵害など、新たな法的課題も顕在化しています。当PGにおいては、今後、引き続き日本を含めた各国のデータ保護法制に加え生成AIに関する法的問題をテーマとして研鑽を深め、クライアントの皆さまに適切なアドバイスを提供できるよう知見を深めて参ります。

### <所属弁護士>

中務尚子 山田晃久 角野佑子 浦山 周 榎本辰則 松本久美子 加藤友香 河野大悟 森山雄平 佐々木孝  
深田美紀 前多 陸

### 第1 高まる知財の重要性

企業の経営戦略において、自社が保有する無形資産・知的財産は、他社との差別化を可能にする、競争力の源泉になるという意味において重要です。

他方で日々の事業活動においては、知的財産権を侵害されてしまう、あるいは他社の知的財産権を侵害してしまうと、知財に特有のこととなりますが莫大な金銭的損害が生じることもあります。また、自社の知的財産権の有効性が争われ、これが否定された場合には、事業活動に著しい支障が生じます。

現在では、あらゆる企業の事業活動に知的財産がその核としてからむため、会社の存続にさえかわる事態となるのです。

当PGは、当事務所の知財法務に注力するメンバーで構成されています。

知的財産法務では、企業の持続的成長を支える戦略的資源であるという視点をもって知的財産の有効活用や保護を検討すること、紛争を防止する入念な事前対応と紛争が生じた場合の迅速かつ適切な対応が必要です。専門性に加えて抽象的な要件が論点となることも多いため、対応には実践的な知見と優れた実務感覚が求められます。

メンバーは、チームを組成して案件にあたるとともに、①現在それぞれが取り扱っている案件や相談を共有し、討論を行うことで、実践的な知見を深め、②知的財産に関連する法令改正や裁判例等の最新情報の共有、対外発信を行うことにより、体系的な整理・蓄積を行い、知財の戦略的視点を養っています。

### 第2 案件・相談の共有

特許権については、当事務所が実際に担当している訴訟案件を題材として検討を行っています。機械、化学、バイオと幅広い技術分野での議論が行われました。担当弁護士であるからこそ、事案特有の問題点や悩みを具体的に共有することができ、判例雑誌等には現れない裁判所の心証開示や協議時のやり取りについても知ることができます。

商標権、著作権、不正競争防止法分野においても、紛争が顕在化した具体的事案や法律相談についての共有・議論を

行いました。とりわけ職務著作の成否、商標の類似判断、著作権の譲渡契約などは、企業の事業活動において問題となることが多く、事案検討と経験を踏まえた適切な助言ができるよう、理解を深めていくことが重要です。

### 第3 最新情報の共有・対外発信

技術発展と進歩に伴って、新しい形の知的財産や、これまでになかった法的課題や紛争が発生しており、これらに対処するための法令改正等も進んでいます。生成AIが急速に普及するなか、著作権との関係についての関心が一層高まっています。さらに、知的財産についての権利意識の向上とも相まって、より多角的な観点からの知財管理の重要性が高まっています。

当PGでは、知的財産を取り巻く時流に合わせて、法令改正や注目事案等の最新情報を共有し、知見を体系化するとともに、執筆等の対外発信も行っています。

この1年においては、Chambers等の媒体を通じ、2025年に押さえておくべき知財判例を取り上げ、世界に向けて発信しました。また、生成AIと著作権に関する最新の議論や国内外の動向を踏まえた執筆も行いました。特に、生成AIに関する著作権法上のルールを整理し、学習段階における著作物利用の適法性や、生成物の利用・公開に伴うリスク、AI生成物の著作物性といった論点について議論を深めました。これらの内容はメールマガジン等を通じて対外的にも発信し、クライアントの皆様の実務に役立つ情報を提供しています。

生成AIと著作権に関しては、海外では米国を中心として訴訟が多数提起されるなど議論が活発化しており、こうした動きは日本の実務にも大きな影響を及ぼす可能性があります。国内でも、大手報道機関が生成AIを用いた検索サービスを提供する米新興企業に対し、記事を無断利用されたとして提訴した事案が話題となるなど、ますます重要性を増しています。

今後も最新の動向をフォローし、実務的な知見と経験を深めながら、クライアントの皆様にも適時情報共有を行っていく予定です。

### <所属弁護士>

村野譲二 赤崎雄作 大澤武史 藤野琢也 半田 昇 河野大悟 木村俊太郎 佐藤諒一 佐々木孝 西川 葵  
松浦拓海

人事労務PGでは、所属弁護士間での最新の裁判例や法律改正に関する知識のアップデート、各自の担当案件の共有およびPG内部での議論などを通じて、人事労務に関する知見を日々研鑽し、深化させています。法改正に関しては、現在、労働基準法改正に向けた審議が進められているほか、ストレスチェック制度の適用範囲の拡大を定める法改正の公布が予定されるなど、重要な改正が頻繁になされています。当PGでは、これらを組織的に共有することで、効率的にキャッチアップしています。また、人事労務分野において、クライアントの皆様へ最適な解決策を提案するためには、確かな法的知識を前提に、実践的な知見や実務感覚を有していることが非常に重要です。当PGに所属する弁護士は、事案の共有および対応方針についての検討を通じ、個別具体的な事案に即した解決策を模索する力を体得しています。

これらPG内部での研鑽に加えて、本年は、クライアントの皆様に対して有益な人事労務に関する知見を発信するため、noteによる人事労務分野のマガジンの公開および人事労務セミナーの実施を開始いたしました。

### 第1 note記事配信「企業側からみた人事労務の実務と勘どころ」

より多くの皆様へ人事労務に関する法的知見を深めていただくため、「企業側からみた人事労務の実務と勘どころ」と題して、新たにnoteにおけるマガジンの配信を開始しました。労務管理に携わる皆様が注意すべき実務上の注意点について、重要な判例や法的な前提知識とともに分かりやすく解説します。noteの記事は、下記のQRコードからご確認ください。



### 第2 CLO人事労務セミナー

クライアントの皆様により直接的に有益な知識を提供するため、人事労務に関する無料セミナーを開始しました。第1回目は、「労務管理とメンタルヘルスクアの基礎」というテーマで、使用者が労働契約上負う法律上の義務や、平時および有事それぞれで対応が求められる事項について、具体的な事例や実務的なポイントを踏まえて解説しました。

セミナー後は、大阪事務所のカフェスペースPATIOで参加者の皆様との間で懇親会を実施し、人事労務管理に関するお悩みなどについてざっくばらんにお話ししました。

人事労務セミナーは、今後もテーマを変えながら定期的には実施する予定ですので、ご興味があれば是非ご参加ください。

### 第3 おわりに

当PGでは、人事労務分野についての高度な知見・実務感覚の涵養、最新情報のキャッチアップなどの自己研鑽を重ね、クライアントの皆様への最適なリーガルサービスを提供できるよう努めております。人事労務分野でお困り際には、どのような些細なことでも、ご遠慮なくご相談ください。

## <所属弁護士>

中光 弘 村上 創 瀧川佳昌 平山浩一郎 岩城方臣 西中宇紘 内田孝太郎 中村優介 逢澤縁太郎 前多 陸

### 第1 はじめに

不動産に関する法分野は極めて広範であり、関連法令、法務的に問題となる事象も多く、規制法務の他、契約を代表とする予防法務から紛争法務にも渡っています。しかもこれらが相互に関連することも多く、具体的な事象に対応するためにも幅広い法律知識と経験が要求されます。この実態を踏まえ、不動産PGでは、各PG所属弁護士が対応した事件、相談等のノウハウ及び法律知識を共有するとともに、特定のトピックについては更に掘り下げて研鑽を行うことで、当事務所として不動産に関するあらゆる法的ニーズに対応できる体制を整えています。以下、一部ではありますが、昨年にも扱いましたトピック等をご紹介します。

### 第2 知見を共有した事例

#### (1) 建築確認前の売買契約締結の可否

新築分譲マンションの販売開始の局面において、建築確認を経た後に、一部問題が生じて計画変更を予定しているところ、計画変更後の建築確認が下りる前に売買契約を締結してもよいかという相談事例をベースに、一定の場合には計画変更後の建築確認が下りる前に売買契約を締結しても宅建業法36条違反とならないことについて知見共有を行いました。

#### (2) 段階的引渡しと「引渡しの日」の解釈

不動産売買において、売主たる宅建業者が物件を段階的に引き渡す取引を行ったところ、買主から宅建業法40条にいう「引渡しの日」の解釈をめぐって、契約不適合責任の期間制限の起算点が争点となった相談事例を共有いたしました。

この相談事例を踏まえ、分割・段階的引渡しの場合に「引渡しの日」がいつと評価され得るかについて検討し、実務上の留意点を整理いたしました。

#### (3) 共用部分の用法遵守義務

区分所有建物の専有部分の賃借人が共用部分の利用に関して管理規約に違反している場合において、賃借人たる区分所有者として、当該違反状態を是正するためにどのような対応が可能か、また管理組合との関係ではどのような対応をするべきかについて弁護士間で議論をしました。

### 第3 研究テーマの紹介

上記相談事例の共有のほか、不動産PGでは、特定のトピックについて、発表形式の勉強会を行っております。以下、昨年扱いました勉強会の内容をご紹介します。

#### (1) マンションの外部管理者方式ガイドラインについて

マンション管理における「外部管理者方式(外部専門家が管理組合の管理者に就任する方式)」について、標準管理規約上の理事会方式との相違を整理した上で、近時の役員の担い手不足等を背景に同方式の拡大が見込まれる一方、区分所有者の意思から乖離した運営や管理会社との利益相反、コスト増大等のリスクがある点を踏まえ、導入判断におけるメリット・デメリットと監督体制の要点を確認しました。

あわせて、既存マンション・新築マンションそれぞれの導入プロセスを概観し、特に管理者業務委託契約の更新・変更局面で生じ得る自己取引・利益相反の論点や、管理規約における管理者の選任・解任、任期、欠格事由、権限、緊急時対応等の設計上の留意点について、ガイドラインを踏まえて議論しました。

#### (2) 賃料増減額請求について

建物賃貸借における賃料増減額請求(借地借家法32条1項)をテーマに、増減額請求が認められる要件・考慮要素(経済事情の変動、近傍同種賃料との比較等)と、内部事情・主観的事情が原則として考慮されない点を整理しました。そのうえで、紛争時の支払実務(不足額・利息)及び調停前置等、手続面の留意点を確認しました。

さらに、裁判実務で参照される不動産鑑定評価基準上の継続賃料と、正常賃料・実質賃料等の違いを踏まえ、差額分配法・利回り法・スライド法・賃貸事例比較法といった鑑定手法の位置づけを概観しました。あわせて、直近合意時の約定賃料が相場から乖離していた場合の評価手法の選択や、差額分配法における配分判断の着眼点等、近時の裁判例で示される実務上の留意点についても共有しました。

### 第4 おわりに

今後、上記の知見共有や研究成果につきましては、適宜、事務所ニュース・メールマガジン等で発表させていただく予定ですのでご期待ください。

## 刑事手続PG

### <所属弁護士>

中光 弘 西中宇紘 田中幸佑 藤野琢也 峯川弘暉 佐々木孝 横山淳司 逢澤縁太郎 深田美紀 本田祥馬  
(客員弁護士) 八木良一

### 第1 刑事手続PGについて

企業を取り巻く法的リスクは年々高度化・複雑化しています。コンプライアンス体制の整備が進む一方で、内部通報を契機とする不正の発覚、監督官庁による調査、さらには捜査機関による強制処分に至る事案も決して少なくなく、企業不祥事は民事責任や行政対応にとどまらず、刑事手続へと発展する可能性を常に内包しています。こうした状況のもと、当事務所においても、刑事手続に対する実務的理解は不可欠な基盤となっています。

各企業においてはこうした問題が生じないことが一番ではあるものの、当事務所では、クライアントの皆様において刑事事件に関する問題が生じた場合にも即座に対応できる能力を高める必要があるとの考えのもと、当PGにおいて具体的な事案を念頭においた研究活動を行っております。

また、当PGは、実際に当事務所の弁護士が刑事事件を扱うことになった場合に、当該弁護士が抱える法律上、実務上の論点について検討を行う役割も担っており、各弁護士が実際に扱う事件で良質なリーガルサービスを提供するための一助ともなっています。

当PGには、多くの刑事弁護事件の経験を持つ弁護士や、刑事弁護事件に意欲を持つ若手弁護士が参加しており、それぞれの観点からの意見交換を行い、活発な議論を行っております。さらに、約10年間の検察官経験を有し、本年よりパートナーに就任した田中幸佑弁護士や、長年に渡って裁判官の重責を果たしてこられた客員弁護士である八木良一弁護士も所属しており、法曹三者の立場からの多角的な検討が行える貴重な場ともなっています。

なお、弁護士法人ではなく、個々の弁護士が弁護人になっている具体的な事例を取り扱うに当たっては、当事者の方との信頼関係に配慮して、固有名詞や具体的な事実関係を全て共有することはせず、問題となっている論点に関わる事情のみを共有して検討しております。

### 第2 昨年の取組内容

昨年は、若手弁護士から、依頼者が主張する具体的事実の一つが、同人に有利にも不利にも働き得るため、被告人質

間で問うべきか否かという相談があり、白熱した議論を交わしました。証人及び本人の尋問においてどのような立証活動を行うかは、民事事件・刑事事件にかかわらず重要な検討事項です。この議論においては、各弁護士が意見を出し合い、当該主張を行う場合のメリット・デメリットについて整理したうえで、裁判官出身の八木弁護士にも意見を聞いて、実際に裁判官に与える印象を踏まえた具体的な文言についても検討を行いました。

また、別の事例においては、執行猶予期間中の犯行について、再度の執行猶予を受けるためにどのような弁護活動を取り得るか議論を行いました。この問題については、計画性のある犯行と判断され得るか、犯罪傾向の深化と捉えられるかといった様々な角度から意見交換を行い、今後の主張立証方針について検討を行いました。

このように個別事案について、複数の弁護士や裁判官、検察官経験者との意見交換を行うことで、当該事案についてより良いリーガルサービスの提供を目指すとともに、当PG所属の弁護士全体の能力向上も図っています。

### 第3 まとめ

刑事事件の弁護活動では、捜査段階では、警察や検察官との折衝、共犯者の弁護人との協力、被害者との交渉等を行い、公判では、証拠の検討、証人尋問、主張書面の作成・提出等を行います。これらの場面において求められるスキルは、民事事件と何ら変わるものではなく、刑事事件を通じて各弁護士が得た経験はクライアントの皆様へ還元されることになろうかと思えます。また、企業法務において問題となる法律には罰則規定が存在するものも多く存在し、万が一刑事事件になった場合にどのような問題が生じるか把握することで、クライアントの皆様にはより有益なアドバイスができるものと思料しております。

当PGは所内の研鑽の場であると同時に、クライアントの皆様とともにリスクに向き合うための基盤作りの場でもあります。

今後も刑事事件対応について実践的な議論を重ね、万が一クライアントの皆様におかれまして刑事事件に関わる問題が生じた場合に、即座に最善の対応を取るための研鑽を行ってまいります。

# オンラインカジノを巡る法的問題について

弁護士 田中幸佑



弁護士

田中 幸佑  
(たなか こうすけ)

<出身大学>  
岡山大学法学部卒業  
大阪市立大学法科大学院修了

<主な経歴・役職>  
2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)  
東京地方検察庁検事  
2013年4月～  
大阪地方検察庁検事、名古屋地  
方検察庁検事など  
2020年7月  
福岡地方検察庁飯塚支部長  
兼直方支部長  
2022年4月  
神戸地方検察庁検事  
2023年2月  
大阪弁護士会登録(弁護士法  
人中央総合法律事務所入所)  
2023年4月～  
大阪府貝塚市立学校いじめ対  
策審議会会長  
2024年4月～  
大阪公立大学法学部非常勤講師  
近畿弁護士連合会犯罪被害  
者支援連絡協議会委員

<取扱業務>  
コンプライアンス、  
危機管理、不正調査、  
不祥事対応、企業刑事事件等

## 第1 はじめに

近時、芸能人などの有名人や大企業関係者が、「オンラインカジノ」を利用して検挙されたり、活動自粛したりしたというニュースをよく目にします。

オンラインカジノとは、スマートフォンなどを通じて、スロットやルーレット、バカラなどのカジノゲームを提供するサービスです。利用者は、オンラインカジノサイトにアクセスし、クレジットカードや仮想通貨などで入金して、賭けを行うことができます。

そのようなオンラインカジノは、「グレーであって違法ではない」という認識を耳にすることもあります。実際に、過去に問題が発覚した有名人の中には、「合法だと思っていた」とか「違法とは思っていなかった」という主張をしていたケースもあるようです。

しかし、警察庁は、「オンラインカジノは犯罪です」と明言しており、オンラインカジノを利用して賭博を行った者などへの取締りを強化しています。

本稿では、オンラインカジノが違法であると思われる理由や、コンプライアンス上の注意について概説いたします。

## 第2 オンラインカジノが違法である理由

1 オンラインカジノで検挙されて有罪となる場合、多くが賭博罪(刑法第185条)、常習賭博罪(刑法第186条第1項)となっています。

賭博とは、「偶然の事情に関して財物を賭け、勝敗を争うこと」をいいます。いわゆる丁半博打や野球賭博が典型です。カジノについても、例えばルーレットのある結果に一定の金銭を賭け、当たれば金銭が増え、外れれば金銭を失うというものであって、賭博に該当します。

オンラインカジノは、金銭や暗号資産などの財産的価値があるものを賭けてカジノゲームを行い、その結果によって賭けたものが増えたり減ったりするわけですから、賭博に該当するのです。

賭博をすれば、「50万円以下の罰金又は科料」に処せられ、賭博を常習として行ったら認定されれば、常習賭博罪で「3年以下の拘禁刑」に処せられます。

なお、上記の定義からすれば、財産的価値があるものを一切賭けずに、単純にカジノゲームを行うだけであれば、賭博にはなりません。それでも、警察庁は、賭博につながる可能性が高いことから、「無料版」であってもオンラインカジノの利用は止めるよう呼びかけています。

2 では、なぜオンラインカジノでの賭博について、「違法ではない」とか「グレーゾーン」という認識が見られるのでしょうか。

それは、オンラインカジノを運営している会社は、カジノの運営が合法とされている国に拠点を置いて、その運営自体は合法的に行っていることが影響しています。そのため、「海外でライセンスを取得し合法的に運営」などという宣伝がなされるのです。

しかし、日本の刑法は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と定めており、原則として日本国内において罪を犯したかどうかを問題とします(属地主義)。そうすると、たとえ海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内からアクセスして賭博をすれば、日本国内で賭博をしたと評価され、賭博罪が成立するのです。

この点の認識が足りず、「海外で合法」という宣伝のみを見てオンラインカジノを利用する者が多いことが、誤った認識が多く見られる背景にあると思われます。

3 そして、「合法だと思っていた」と主張したとしても、通常、賭博罪の成立は否定されません。賭博罪の故意は、賭博行為を行っているという客観的事実の認識があれば足り、「違法だと分かってやった」ことまでは要求されません。

理論的には、「合法だと思っていた」ことによほどの根拠や事情がある場合であれば賭博罪が成立しない可能性もありますが、そのようなケースはほぼ考えられません。

よって、「合法だと思っていた」、「違法ではないと思っていた」という弁解は基本的に通用しないのです。

## 第3 コンプライアンス上の注意

国内でオンラインカジノの運営業者が摘発されれば、そこを利用していた者らも捜査機関に発覚し、検挙され得ることになります。

常習性が認められる場合などは逮捕されることもあり、従業員が犯罪をしたことが公になって、企業にレピュテーションリスクが生じることがあるほか、事実関係の調査や適切な対処が求められることとなります。

オンラインカジノの問題点を正確に理解し、自らがオンラインカジノで賭博行為をしないようにすることはもちろん、周囲にも、オンラインカジノでの賭博は違法で、コンプライアンス上大きな問題が生じるリスクもあることについて、周知や啓発を行うことが求められていると思われます。

# Globalaw Annual Members Meeting 2025参加報告(ニューデリー)

弁護士 大口 敬  
弁護士 河野 大悟

当事務所は、世界100以上の都市、80以上の法律事務所、4000人以上の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。Globalawは、世界的な評価機関であるChambersにおいてLeading Law Firm Networksの分野で、2026年に最高評価であるBand1を得ており、加盟する法律事務所間の協力関係は一層強化されています。

2025年11月18日から23日にかけて、インドのニューデリーにてGlobalawの年次総会が開催され、当事務所から中務正裕弁護士、大口敬弁護士、および河野大悟弁護士の3名が参加いたしましたのでご紹介いたします。

## 第1 ニューデリーのダイナミズムと歴史

2023年に中国を抜き、人口世界最大となったインドは、2025年の実質GDP成長率は7.3%程度と、主要先進国及び新興国の中でも高い成長を続けています。インド高速鉄道(ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道)に日本の新幹線技術が利用されていること、街中を行き交う車の多くが日本車が多いこと、さらに日本のアニメや漫画文化がインド国内で高い人気を得ていることなどからも、日本とインドの結びつきがビジネス面でも一段と広がっていることを実感しました。急速な経済成長を遂げるインドは、市場としての魅力が大きく、それに伴う法的ニーズも極めて高い地域であるといえます。

他方で、ニューデリー市内をタクシーで移動していると、信号待ちのわずかな時間にも路上で物売りをする人々が近づいてくる場面に幾度も遭遇しました。人口の1%が所得全体の23%を占めるともいわれるインド経済の現実を、肌で感じる機会でもありました。

## 第2 タージマハルへのDay Trip

年次総会が開催される前日には、開催国であるインドの歴史と文化を学ぶ機会としてタージマハルへのツアーが開催されましたので、当事務所の3名も参加しました。タージマハルは、ニューデリーから車で4時間程度離れたアーグラという街にあります。道中、現地のガイドから伺った情報によれば、タージマハルのタージは「王冠」、マハルは「宮殿」を意味し、日本語では「王冠の宮殿」という意味になります。タージマハルは当時のムガル帝国の王であるシャージャハーンが、亡き妻の追悼のために20年もの歳月をかけて建設したもので、中央に位置する建物が全て白色の大理石で建造されており、敷地内は全て左右対称に設計されています。実際に建物に近づくと、その大きさは圧巻であり、喧噪から離れたたアグラの地にたたずむ荘厳な雰囲気は心を奪われていました。

また、昼食はタージマハル周辺ホテルの屋上にて、インド料理ビュッフェを囲みながら参加弁護士との交流を深めました。筆者(河野)にとって特に印象的だったのは、ホストファームで

あるインドのAhlawat & Associates法律事務所のAgrawal氏から、インドの弁護士制度について伺ったことです。日本とは異なり、インドでは州ごとに弁護士登録を行う必要がある点が興味深く、実務上の制度設計の違いを学ぶ貴重な機会となりました。



タージマハルへのDay Tripの集合写真

## 第3 国際パネルでの議論と当事務所の登壇

年次総会では合計8つのビジネスプログラムが開催され、国際的に注目度の高いテーマについて、各国の弁護士や現地の専門家が実務の観点から議論を深めました。以下では、当事務所として特にご紹介したいビジネスプログラムを2点ご紹介いたします。

### 1 インド進出・投資の実務(参入戦略、規制対応、クロスボーダー実行)

インドを投資先・事業展開先として捉える視点から、進出形態の選択や組織・取引スキームの設計、関連規制への備え、そしてクロスボーダーでの実行プロセスに関する議論が行われました。インドの強みとして、人材、製造業としてのポテンシャル、イノベーションの厚み、資本市場の発展、政策改革の進展などが挙げられ、インドが世界からの投資を引き付ける構造が多角的に整理されました。

特に印象的だったのは、パンデミック以降、強靱なサプライチェーン構築の必要性が広く認識される中で、インドが製造の代替拠点として注目されている点です。大きな国内市場と改善が進むインフラを背景に、進出・投資を検討する企業にとっては、事業機会の評価と同時に、許認可や規制枠組みの見立て、契約・ガバナンス設計を含む「法務の事前準備」が重要であることが繰り返し確認されました。

また、大学等を中心とした技術移転やインキュベーションの取り組みを通じ、先端領域のスタートアップが育ちつつあることも紹介されました。政府の支援策、人材の厚み、民間資本の流入が相まってエコシステムが成熟し、従来の「アウトソーシングの拠点」というイメージから、国内でイノベーションを生み出す拠点へと変化している点は、進出・投資戦略を考える上で示唆に富む内容でした。さらに、ビジネス環境整

備に資する政策改革の動きにも触れられ、制度・運用の変化を継続的にフォローする必要性が共有されました。

当事務所としても、Globalawネットワークを通じて現地の最新動向を把握しつつ、進出時のスキーム設計、規制対応、クロスボーダー契約実務まで一体で支援していく所存です。

## 2 世界の労働法の変化と企業実務(中務正裕弁護士の登壇)

人事・労務を巡る国際的な潮流について、日本、アイルランド、カナダ、米国、インドの弁護士が登壇し、取締役会・経営層が押さえるべき論点が議論されました。副業(複業)をめぐる課題、勤務時間外の連絡に関する考え方(いわゆる「仕事から離れる権利」)、競業禁止・勧誘禁止等の制限条項、職場の倫理・ガバナンス、ハラスメント対応、雇用終了手続、さらに人事領域でのAI活用に伴うバイアス・差別リスクなど、近時の実務に直結するテーマが幅広く取り上げられました。

当事務所からは中務正裕弁護士が日本のパネリストとして登壇し、日本法の枠組みを説明するだけでなく、各国制度の違いが企業実務に与える影響を踏まえながら、実務的な議論を重ねました。

副業に関しては、多くの国・地域で明確な規制が整っていない一方、競業による利益相反、就業時間の不正利用、生産性管理、機密情報管理といった懸念が共通して存在することが確認されました。この点、中務弁護士は、日本の実務では副業が推進される一方、主たる雇用主が法定労働時間の上限超過を避けるため、従業員の総労働時間を把握・管理することが求められる点を指摘し、労働者保護という制度趣旨と企業側の実務負担が交錯する構造を分かりやすく示しました。あわせて、規程・契約設計や運用面の留意点にも言及し、参加者からの質問にも具体的に応答していました。

当事務所としては、本パネルで得た国際比較の視点と実務の勘所を踏まえ、国内外の人事・労務課題に対して、より実践的で具体的な助言を提供してまいります。



ビジネスプログラムの合間に各国の弁護士と議論する様子



パネリストとして登壇する中務正裕弁護士

## 第4 おわりに

筆者(河野)はこれまで日本で開催される国際会議への参加経験はありましたが、海外で開催される国際会議への参加は今回が初めてでした。若手弁護士として海外の弁護士と英語で議論することには当初緊張もありましたが、参加者の方々は終始温かく接してくださり、率直な意見交換を行うことができました。

また、最後のイベントとしてGala Dinnerが開催され、プログラムでの議論を踏まえつつ、より和やかな雰囲気の中で参加者との交流を深めることができました。セッション中には十分に話しきれなかった各国の実務動向や案件対応の工夫についても意見交換でき、Globalawネットワークの強みである「顔の見える関係」を一層確かなものにする機会となりました。

本年次総会で得た知見と人的つながりを、今後のクロスボーダー案件への対応、海外法務情報の収集、リーガルアドバイスの品質の向上に結び付け、クライアントに対する支援体制の強化に活かしてまいります。



Gala Dinnerでの参加者達との一枚



弁護士  
藤野 琢也  
(ふじの・たくや)

<出身大学>  
関西大学法学部  
大阪大学法科大学院

<経歴>  
2019年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(72期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務



弁護士  
松浦 拓海  
(まつうら・たくみ)

<出身大学>  
早稲田大学法学部  
一橋大学法科大学院(中退)

<経歴>  
2025年3月  
最高裁判所司法研修所修了  
(77期)  
第一東京弁護士会登録  
2025年4月  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>  
民事法務、会社法務、  
訴訟・紛争解決、  
家事相続法務

## 女性活躍推進法の改正について

弁護士 藤野 琢也  
弁護士 松浦 拓海

### 第1 はじめに

女性の職業生活における活躍に関する取組みの推進等を図るため、2025年6月11日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」といいます。)の改正法が公布・一部施行されました。さらに2026年4月1日からは、情報公表の必須項目の拡大、えるぼし認定に関する基準の見直しおよび新たな認定(「えるぼしプラス」)の創設、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定指針の改正、の3点(以下「本改正」といいます。)が施行されます。

本稿では、女性活躍推進法の概要を紹介した上で、本改正についてのポイントを解説いたします。

### 第2 女性活躍推進法の概要

#### 1 一般事業主の取組み

国および地方公共団体以外の事業主は、女性活躍推進法において「一般事業主」と定義され(法第8条第1項)、下記①から④の取組みを行うことが定められています。常時雇用する労働者の人数が101人以上の一般事業主は下記の取組みが義務づけられており、常時雇用する労働者の人数が100人以下の一般事業主は努力義務とされています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 一般事業主行動計画の策定、社内通知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を厚生労働大臣に届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表

#### 2 えるぼし認定

##### (1) 制度概要

一般事業主行動計画について届出を行った一般事業主のうち、申請を行い、認定基準を満たした一般事業主については、厚生労働大臣から認定(えるぼし認定)を受けることができます(法第9条)。えるぼし認定には3段階があり、認定マークの星の個数に反映されています。

また、えるぼし認定のうち、さらに上位の基準を満たした企業については、「プラチナえるぼし認定」を受けることができ(法第12条第1項)、プラチナえるぼし認定を受けた企業については、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されることとなります(法第13条第1項)。

さらに後述のとおり、本改正により、えるぼし認定およびプラチナえるぼし認定について、「えるぼしプラス」という新たな認定が創設されています。



えるぼし認定・プラチナえるぼし認定'

### (2) 認定のメリット

えるぼし認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに付すことができ(法第10条第1項)、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながる事が考えられます。また、公共調達における加点評価を受けることができ、有利になる場合があるほか、日本政策金融公庫による「働き方改革推進支援資金<sup>2)</sup>」を通常よりも低金利で利用することができるなどのメリットが挙げられます。

### 第3 情報公表の必須項目の拡大について

#### 1 公表制度の概要

一般事業主は、下記3のとおり、常時雇用する労働者の人数によって情報公表の義務および項目が定められています。公表の方法は、おおむね1年に1回以上、公表した日を明らかにして、厚生労働省のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によるものとされています。公表については、自社のホームページへの掲載等により実施することも可能ですが、事業主行動計画策定指針によれば、厚生労働省が運用する「女性の活躍推進企業データベース<sup>3)</sup>」に公表することが最も適切であるとされており、また、えるぼし認定を受ける場合には、同データベースに公表することが要件となります。

#### 2 公表項目

- ① 男女間の賃金の差異(法第20条第1項第1号)
- ② 女性管理職比率(同項第2号)  
管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」の合計とされています。そして、「課長級」とは下記ア、イのいずれかに該当するものとされています。なお、一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しないものと整理されています。  
ア 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、もしくはその構成員が課長含めて10人以上となるものの長  
イ 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容および責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし一番下の職階ではないこと)
- ③ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績(同項第3号)
  - ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
  - ・男女別の採用における競争倍率
  - ・労働者に占める女性労働者の割合
  - ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
  - ・役員に占める女性労働者の割合
  - ・男女別の職種または雇用形態の転換実績
  - ・男女別の再雇用または中途採用の実績
- ④ 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績(同項第4号)
  - ・男女の平均継続勤務年数の差異
  - ・10事業年度前およびその前後の事業年度に

- 採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- 男女別の育児休業取得率
- 労働者の一月あたりの平均残業時間
- 雇用管理区分ごとの労働者の一月あたりの平均残業時間
- 有給休暇取得率
- 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

### 3 公表義務の拡大

#### (1) 労働者数が301人以上の一般事業主

従来は、①に加え、②から④のうちから選択して2項目以上の公表が義務づけられていました。本改正により、①および②に加え、③および④については上記に掲げる各7項目からそれぞれ1項目以上を選択し、合計4項目以上の公表が義務づけられました(法第20条第1項、厚労省令第19条第1項)。

#### (2) 労働者数が101人以上300人以下の一般事業主

従来は、上記①から④のうちいずれか1項目以上の公表が義務づけられていました。本改正により、①および②に加え、③または④の14項目から1項目以上を選択し、合計3項目以上の公表が義務づけられます(法第20条第2項、厚労省令第20条第1項)。

#### (3) 労働者数が100人以下の一般事業主

従来から変更はなく、引き続き努力義務とされています(法第20条第3項)。

## 第4 えるぼし認定の拡大等について

### 1 えるぼし認定の1段階目の見直し

(1) えるぼし認定の評価項目は、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率および多様なキャリアコースの5つがあり、それぞれの項目に認定基準が設けられています。本改正では、3段階のえるぼし認定のうち、1段階目についての基準が追加されています。

(2) 従来のえるぼし認定(1段階目)の基準は、①上記(1)の5つの評価項目のうち、1つまたは2つの項目の認定基準を満たし、その実績を毎年公表すること、②基準を満たさない項目に関する取組みの実施状況について毎年公表すること、③基準を満たさない項目について2年以上連続して実績が改善されていること、の3基準を満たすこととされていました。

本改正では、③の部分について、従来の基準によることも可能ですが、これに代わる基準が下記ア、イのとおり追加されました(厚労省令第8条第1項第1号ロ)。なお、下記アにおける「単年度の実績を評価している項目」とは、「採用」のうち正社員に占める女性労働者の割合、および正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値であること、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、または「管理職比率」のうち直近の事業年度において管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとに平均値以上であることを指します。

ア 単年度の実績を評価している項目については、従来の基準(2年以上連続して実績が改善していること)または以下の基準のいずれかに該当すること

- 直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値
  - 当該直近の事業年度の前年度までの連続する3事業年度の平均値
  - 当該直近の事業年度の前々年度までの連続する3事業年度までの平均値
- の3つを比較して、連続して改善していること。

具体例で考えると、直近の事業年度を2025年とした場合、(i)2023年度～2025年度の平均値、(ii)2022年度～2024年度の平均値、(iii)2021年度～2023年度の各平均値を比較して、(i)>(ii)>(iii)となっていることが求められます。

イ 単年度の実績を評価している項目以外の項目については、2年以上連続して実績が改善していること(従来通り)

### 2 えるぼしプラスの創設

(1) えるぼし認定(1段階目から3段階目)およびプラチナえるぼし認定の各認定において、各認定基準のほか、女性の健康上の特性(以下「特性」といいます。)に配慮した制度等に関する基準を追加した新たな認定が創設されました(厚労省令第8条第1項第1号の2、第2号の2、第3号の2、第9条の3第1項2号)。名称は「えるぼしプラス」であり、2026年4月1日から申請が可能です。



#### (2) 認定基準(えるぼしプラスに固有のもの)

- 「特性に配慮した休暇制度」および「特性への配慮のために利用することのできる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制度、短時間勤務、在宅勤務等を可能にする制度のうち、いずれかの制度」を設けていること
- 特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための措置を講じていること
- 特性への配慮に関する研修その他の特性に関する理解を促進するための取組みを実施していること
- 特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの特性に関する相談に応じさせる措置を講じるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること

## 第5 職場における女性の健康支援

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されており、一般事業主が行動計画を策定する際に職場における女性の健康支援に資する取組みを盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針が改正されました。

一般事業主行動計画の策定にあたっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組みが行われることが望ましいとの文言が、事業主行動計画策定指針上、追加されています。他方で、健康に関してはプライバシー保護が特に求められるという側面も留意が必要です。

計画・取組みの具体例としては、女性の健康上の特性に関する研修会の開催、休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現、相談体制の構築などが挙げられています。

- 厚生労働省「職場情報総合サイト」より抜粋([https://shokuba.mhlw.go.jp/published/special\\_02.htm?\\_fsi=7KGXB5L](https://shokuba.mhlw.go.jp/published/special_02.htm?_fsi=7KGXB5L), 2026年2月18日最終閲覧)
- 日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金の概要」(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>, 2026年2月18日最終閲覧)
- 「女性の活躍推進企業データベース」(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>, 2026年2月18日最終閲覧)
- 厚生労働省「報道発表資料」より抜粋([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70383.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70383.html), 2026年3月6日最終閲覧)



弁護士(日本・ニューヨーク州)  
**新澤 純**  
(にいざわ・じゅん)

<出身大学>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院  
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

<経歴>  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)入所

2022年5月  
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)修了

2022年9月～2023年2月  
Jackson Walker LLP法律事務所(ダラス、テキサス州)勤務

2023年3月～同年7月  
Buchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)勤務

2023年8月  
弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)復帰

2024年2月  
ニューヨーク州弁護士登録

2025年4月～2026年3月  
金融庁総合政策局総合政策課「拠点開設サポートオフィス」課長補佐  
金融庁総合政策局リスク分析統括課「フィンテックサポートデスク」課長補佐併任

2026年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所(東京事務所)復帰(第一東京弁護士会へ登録換え手続中)  
同パートナー就任

<取扱業務>  
アセットマネジメント、ファンド(オルタナティブ投資(PE/VC、PD、インフラ、不動産等))、フィンテック規制、金融規制、M&A、スタートアップ投資、企業法務

# 金融庁における海外資産運用会社等の金商業ライセンスに係る英語登録審査及び日本の機関投資家から見た海外オルタナティブ投資

弁護士 新澤 純

## 第1 金融庁「拠点開設サポートオフィス」における業務

### 1 金商業ライセンスの英語登録審査

私は、2025年4月から2026年3月まで、金融・資産運用特区である大阪府・市からご要請いただき<sup>1</sup>、金融庁総合政策局総合政策課に出向いたしました。任期中は、金融庁総合政策局総合政策課、同監督局資産運用課、及び財務局(関東財務局等)の合同組織である「拠点開設サポートオフィス(Financial Market Entry Office、以下「FMEO」といいます)」において、日本に参入する海外のプライベートエクイティファンド(以下「PEファンド」といいます)や資産運用会社等の金融商品取引業(以下「金商業」といいます)ライセンスに係る英語登録審査を担当しておりました。

一口に海外の資産運用会社と言っても、その業態は多様です。ETF(上場投資信託)等の流動性の高い有価証券を取り扱う資産運用会社もあれば、流動性の低い有価証券をクローズドエンド型のファンドを通じて日本の機関投資家に販売して資金を募り、海外のプライベートエクイティ/ベンチャーキャピタル、プライベートクレジット、インフラ、不動産等のオルタナティブ資産<sup>2</sup>への投資を行うファンド運営者も存在します(以下、総称して「海外の資産運用会社等」といいます)。

FMEOによる英語登録の実績は、2021年の設置から2025年までの5年間で合計51件(変更登録を含む)<sup>3</sup>に上り、米国、カナダ、英国、スウェーデン、オーストラリア、シンガポール、香港など世界各国から日本への進出が進んでいます。

FMEOでの英語登録の対象となるのは、①第一種金融商品取引業(非上場有価証券特例仲介業を含む)の一部、②第二種金融商品取引業の一部、③投資運用業、④投資助言・代理業、⑤投資運用関係業務受託業、⑥海外投資家等特例業務等、です<sup>4</sup>。

ライセンスごとに、法令及び監督指針により組織体制・人的構成の要件が定められており<sup>5</sup>、日本に新規参入する海外の資産運用会社及びその代理人弁護士は、自社のビジネススキームを金融商品取引法の枠組みに照らして整理した上

で、適切な体制をあらかじめ整備しておく必要があります<sup>6</sup>。

なお、PEファンドとは、主として、投資先企業の非上場株式をM&Aにより取得し、経営支援により企業価値向上を図った上で、第三者への売却や上場等によりエグジットを目指すバイアウトファンドのことをいいます。

このような活動に金商業ライセンスが必要となる理由は、①組合理型ファンドの出資持分を投資家に勧誘・販売する際に第二種金融商品取引業が必要となり、②PEファンドがM&Aで取得する投資先企業の株式が有価証券であるため、ファンド財産を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る取引に対する権利に対する投資として運用するものとして、投資運用業(ファンド自己運用業)が必要となるためです(紙面の都合上、条文は省略させていただきます)。もっとも、一定の要件を満たす場合には、適格機関投資家等特例業務(いわゆる63条特例)の届出により対応することも可能です。

## 2 資産運用立国及び国際金融センター構想のプロモーション

私が所属していた金融庁総合政策局総合政策課は、金融政策の企画・立案も担っており、2023年の岸田政権下で発表された「資産運用立国実現プラン」<sup>7</sup>に基づき、「貯蓄から投資へ」の促進、NISA(少額投資非課税制度)の拡充、国際金融センター構想<sup>8</sup>のプロモーションなどに取り組んでいます。

「貯蓄から投資へ」については、日本の家計金融資産は、2025年9月末時点で2286兆円<sup>9</sup>と過去最高を記録しました。特筆すべきは、現金・預金の残高が1122兆円(全体の49%)となり、その比率が2007年以来18年ぶりに5割を下回った点です。株式等は19.3%増の317兆円、投資信託は21.1%増の153兆円と増加しており、NISAの普及や日経平均株価等の上昇を背景に、株式や投資信託へのシフトが鮮明になっています。

国際金融センターのプロモーションとしては、Japan Weeksの開催や、海外当局(英国FCA等)との連携、金融・資産運用特区を活用した自治体独自の誘致活動、金融創業支援ネットワーク(金融庁の補助金制度)の受託者によるプロモーションなど、多面的な施策が展開されています。

## 第2 日本の機関投資家から見た海外オルタナティブ投資

第1で述べたとおり、金融庁は、資産運用立国の方針のもと、海外の資産運用会社等の日本参入を積極的に後押ししています。海外の資産運用会社等の運営者にとっても、日本の巨額の家計金融資産は大きな魅力であり、インバウンドの動きは引き続き活発です<sup>10</sup>。

他方で、アセットオーナーである銀行、信用金庫、信託銀行、保険会社、年金基金、大学基金等の本邦機関投資家の皆様にとっては、いかにして優良な海外の資産運用会社等へアクセスし、適切に運用をモニタリングするかが重要となります。

金融庁で知見を磨いた海外の資産運用会社等の金商業ライセンスに係る英語登録審査に関する法的助言(インバウンド)にも従事しつつ、今後はその知見をアウトバウンド方向にも転換し、日本の機関投資家の皆様に対しても、海外オルタナティブ投資における投資スキームの検討、投資契約(LPA)の作成・交渉、デューデリジェンス(DD)、ファンド運営モニタリングの留意点に関する法的助言等にも取り組んでまいりたいと考えております。

例えば、銀行による投資に際しては、バーゼル規制や議決権保有規制等への適切な対応が不可欠ですが、プライベートエクイティへの投資は、LBOファイナンス等を通じて、本業である融資業務との親和性を有する側面もあります。また、インフラや不動産等へのオルタナティブ投資は伝統的資産との相関性が低いため、ポートフォリオの分散投資の観点から、海外投資にも意義があります(GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人、Government Pension Investment Fund)も、インフラファンドや不動産ファンドで運用を行っています<sup>11</sup>)。

海外オルタナティブ投資の実務においては、投資一任業者としてのゲートキーパーに外部委託を行う場合であっても、LP投資家の国際的な業界団体であるILPA (Institutional Limited Partners Association)が策定・公表しているModel LPAやDDQ (Due Diligence Questionnaire)等のグローバルスタンダードを参照し、ファンドの構成資産の透明性(ルックスルー)の確保や、ファンド運営体制の評価・検証、ファンド契約交渉等を行うことが重要です。

本来であれば、投資スキームの比較や、資金調達ピークルとしての外国籍ファンドの基礎知識、クロスボーダー投資契約レビューの着眼点(LP投資家の視点)、アセットクラス別DDのポイント、ファンド運営モニタリングの留意点、海外ファンド投資に関連する日本の金融規制等も詳述したいところですが、紙面の都合上、本稿では概説にとどめます。

## 第3 当職が登壇するセミナー開催のご案内

なお、2026年5月には、以下の通り、機関投資家及びファンド運営者向けの法務を解説するセミナーを開催予定です。ご関心をお持ちの皆様のご参加(オンライン視聴も可能)を心よりお待ちしております。詳細は、後日、弊所ウェブサイトにてご案内いたします。

- ・ 2026年5月13日(水):『機関投資家のための海外オルタナティブ投資の法務(仮)』(主催:セミナーインフォ)
- ・ 2026年5月27日(水):『ファンド運営者のための投資運用業ライセンスの実務(仮)』(主催:金融財務研究会)

また、弊所事務所ニュースにおいても、機会があれば関連テーマについて改めてご紹介させていただければと思います。

- 1 大阪府・市からご要請いただいた背景としては、金融・資産運用特区に指定されている北海道、東京、大阪、及び福岡の4都市について、2025年4月より、人員派遣の状況に応じてFMEQの地方支部を設置することとされていたためです。
- 2 オルタナティブ投資とは、伝統的資産(国内株式、外国株式、国内債券、外国債券等)以外のアセットクラスに投資することをいいます。
- 3 なお、米国の大手PEファンド等の一部は、FMEQが設置された2021年以前に関東財務局等において日本語による登録を行い、既に日本へ進出していることから、これらは51件には含まれていません。
- 4 金融庁「拠点開設サポートオフィスについて」<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>
- 5 金融庁「投資運用業等登録手続ガイドブック」<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/guidebook/01.pdf>
- 6 日本における金商業ライセンスの登録審査は時間がかかると言われることが少なくありません。その要因としては、金商法の規制の厳格さ、海外のビジネススキームを金商法の枠組みにあてはめることの難しさ、「英語」と「金商法への理解」を兼ね備えたコンプライアンス担当者の不足など、様々な点が挙げられます。また、日本の代理人弁護士についても、英語で金商業ライセンスの内容を的確に説明できる人は必ずしも多くないのが実情です。弁護士の立場から考えると、金商業ライセンスは、M&A、労務、知的財産などと比べて頻繁に発生する分野ではなく、いわば「ニッチ」な領域であるため、経験を積み機会に限られるという背景もあります。もっとも、国際金融センターとしての機能を高めるためにも、我々実務家を含めた業界全体としてのレベルアップが急務であると感じています。
- 7 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou\\_torimatome/plan.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf)
- 8 「国際金融センター」という言葉自体は、①1984年の金融自由化及び円の国際化(その後のバブル景気を含む)、②1996年の橋本政権下における日本版金融ビッグバン、③2006年の小泉政権下における金融・資本市場WG、④2013年の安倍政権下における、2020年東京オリンピック開催を見据えた金融・資本市場活性化に向けた提言、⑤2016年の小池東京都知事による「国際金融都市・東京」構想1.0及び2.0、などにおいて繰り返し登場しています。本文中で取り上げた岸田政権の取り組みは、これらに続く5回目、又は(東京都のものを含める場合には)6回目に当たります。
- 9 2025年12月17日付日本銀行「資金循環統計」(速報)<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sj.htm>
- 10 この点については、新NISAも含め、日本の家計金融資産が海外PEファンド等に投資されることにより、結局、資金が日本株ではなく海外株へ流れ、国内投資家の資金が国内企業に十分に供給されなくなるのではないかと懸念的な見方があります。これに対して、金融庁は、要旨、次のように説明しています。①「貯蓄から投資へ」で目指しているのは家計の安定的な資産形成であるから、家計が投資収益を得ていくことは重要であり、分散投資の観点から、グローバル資産に投資することは否定すべきではない。②国内企業も、コーポレート・ガバナンス改革等を通じて、グローバルスタンダードで、国内外投資家から選ばれるよう稼ぐ力を磨き、投資対象としての魅力を高めていくことが期待される(金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログ्रेसレポート2025」19-20頁)。<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlanc/20250627/01.pdf>
- 11 <https://www.gpif.go.jp/investment/alternative/>



弁護士

中原 由理  
(なかはら・ゆり)

<出身大学>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

<主な経歴・役職>  
2025年3月  
最高裁判所司法研修所修了  
(77期)  
京都弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所  
所入所(京都事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

# 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(早期事業再生法)の概要

弁護士 中原 由理

## 第1 はじめに

2025年6月に成立した、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(以下、「早期事業再生法」または「法」といいます。)は、2026年12月までに施行される予定です。

従来、事業再生の場面では、民事再生等の法的整理手續や事業再生ADR等の私的整理手續が利用されてきましたが、早期事業再生法はより早期かつ円滑な事業再生を可能とする新たな制度を創設するものです。本稿では、同法に定める手續について、従来の債務整理手續と比較しつつ、その特徴および概要を解説します。

## 第2 早期事業再生法のポイント

### 1 指定確認調査機関の関与

事業者の申請に基づき、指定確認調査機関が手續の適正を確保するための確認・調査を行います。同機関は、手續の監督を行う公正な第三者機関として、一定の要件を満たす者を経済産業大臣が指定します。

### 2 多数決による権利変更

対象債権者集会において、原則として対象債権者の議決権の4分の3の同意(単一の債権者が議決権の4分の3以上を有する場合は、議決権を行使した債権者の過半数の同意)により権利変更を行い、裁判所が認可します。

### 3 対象債権

対象債権は金融債権(「貸付債権等」)に限られ、商取引債権等は含まれません。また、金融債権のうち、担保権による保全部分は権利変更の対象外とされています。

## 第3 従前の債務整理手續との比較

### 1 法的整理手續との比較

民事再生法が「経済的に窮境にある債務者」を対象としているのに対し、早期事業再生法は「経済的窮境に陥るおそれのある事業者」を対象としています。そのため、倒産に至る前の早期段階で再生を図ることが可能となっています。

また、民事再生等の法的整理手續では、手續の利用の公告がなされ、商取引債権を含む全債権が債務整理の対象となるため、事業価値や収益性に影響が生じやすいと指摘されています。これに対し、早期事業再生法に基づく手續は、法定公告を伴わず、債務整理の対象となる債権も金融債権に限定されていることから、事業の毀損のリスクを抑えつつ再生を図ることができる点に特徴があります。

### 2 私的整理手續との比較

事業再生ADR等の私的整理手續においては、権利変更のために全対象債権者の同意が

必要とされており、一部の債権者の反対によって成立に至らない事例も見られました。これに対し、早期事業再生法では、多数決による権利変更が認められているため、より円滑な債務整理が期待されます。

## 第4 手續の概要

### 1 手續の申請

事業者は、権利変更に関する概要を記載した書面及び貸付債権等の一覧表を添付して指定確認調査機関に手續を申請します(法第3条)。

### 2 第三者機関による確認

指定確認調査機関は、債務調整の必要性、対象債権者集会の決議成立の見込み、対象債権者一般の利益(清算価値保障)に適合する見込み等を確認します(法第3条)。

### 3 一時停止の要請

指定確認調査機関は、対象債権者に対し、手續が終了するまでの間、対象債権の回収等を停止するよう要請する義務を負います(法第6条)。

### 4 権利変更議案・早期事業再生計画等の作成・提出

確認後、事業者は、権利変更議案および早期事業再生計画等を作成し、指定確認調査機関に提出します(法第12条、第14条)。

### 5 指定確認調査機関による調査

指定確認調査機関は、提出された権利変更議案および早期事業再生計画等について、債務の履行可能性、対象債権者一般の利益への適合性、資産・負債の評定の基準適合性等を調査し、その結果を報告します(法第15条)。

### 6 対象債権者集会における決議

事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与を経て、対象債権者集会において、多数決により、権利変更議案を可決します(法第20条)。

### 7 裁判所の認可

裁判所は、指定調査機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、権利変更決議の認可又は不認可を決定します(法第27条)。権利変更決議に決議の瑕疵や清算価値保障原則違反等の不認可事由がない限り、認可されることとされており、裁判所の関与は後見的な位置づけといえます。

## 第5 最後に

早期事業再生法に基づく手續の詳細については、省令等に委ねられている事項も多く、現在、早期事業再生検討ワーキンググループにおいて具体的な検討が進められています。対象債権の範囲や弁済禁止の例外など、実務上重要な論点も含まれており、今後の制度設計および運用の動向を引き続き注視する必要があります。

# 「レコード演奏・伝達権」をめぐる動向 — 音楽利用の変革期の到来 —

弁護士 佐々木 孝



弁護士  
佐々木 孝  
(ささき・たかし)

<出身大学>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>  
2023年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(76期)  
大阪弁護士会登録  
2024年1月  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)  
2025年9月～  
関西学院大学総合政策学部  
非常勤講師(「サイバースペ  
ースの法と倫理」担当)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 第1 はじめに

今日、商業施設、ホテル、飲食店等において、音楽を耳にしない日はありません。音楽は、顧客の滞在時間や購買意欲、ひいてはブランドのイメージにも影響を与えるものであり、重要な顧客体験設計の手段です。

ところが、現行法の下では、公の場で流れる音楽について、作詞・作曲家等の著作権者には使用料が支払われ得る一方で、歌手・演奏者等の実演家や、レコード会社等のレコード製作者には、原則として対価は還元されません。

近年、この非対称性を是正するため、いわゆる「レコード演奏・伝達権」の導入が議論されています。制度が導入された場合、音楽利用のコストや契約内容など、企業の実務にも大きな影響が生じ得ます。

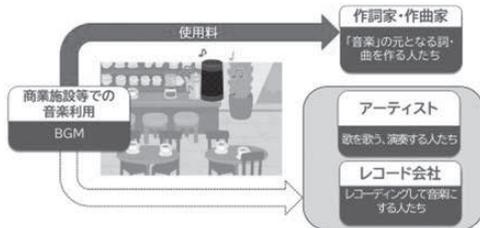
本稿では、現状の法制度の概要と、レコード演奏・伝達権に関する議論状況を整理し、企業が押さえるべき実務上の留意点を概説いたします。

## 第2 実演家・レコード製作者の権利保護の現状

### 1 現行法の概要

著作権法(以下、「法」といいます。)は、著作権者に対して、演奏権(法第22条)や公衆送信権(法第23条)等を付与しています。他方、実演家(歌手・演奏家)、レコード製作者(レコード会社)、放送・有線放送事業者(テレビ局)等に対しては(「著作隣接権者」と呼ばれます。)、同様の権利は認められていません(法第89条)。

つまり、商業施設等で音楽を流す場合、著作権者は演奏権等に基づいて対価を請求できるのに対し、実演家・レコード製作者は一定の場合を除いて対価の請求はできません。



出典:文化庁文化審議会著作権分科会政策小委員会  
「レコード演奏権・伝達権」について」

### 2 歴史的経緯・諸外国との比較

日本ではかつて、公の場でのレコードの再生は原則として著作権侵害にならないとされていました(法附則第14条)。その後、附則は廃止されたものの、社会的影響の大きさや、当時の諸外国の採用状況にも鑑みて、まずは放送・有線放送等の大量利用の場面に限定して、実演家・レコード製作者が二次使用料を受けられる権利が設けられました(法第89条第1項・第2項)。もっとも、店舗等での音楽利用を広く対象とすることは、現在まで先送りにされてきました。

他方、国際的には、実演家・レコード製作者に対して、レコードによる伝達行為全般について、対価請求権を認めるのが一般的です<sup>2</sup>。この権利は、「レコード演奏・伝達権」として、世界142か国・地域で導入されています。

しかし、日本は条約の適用を一部留保してきたため<sup>3</sup>、条約の相互主義<sup>4</sup>によって、レコード演奏・伝達権を導入している諸外国内でも、日本の音楽への対価が支払われにくいという不利益が生じています。

## 第3 法整備の議論状況

### 1 法整備の要請

日本のコンテンツ市場は世界有数であり、音楽の売上では世界2位を誇ります<sup>5</sup>。たとえば、BillboardのGlobal Chartの上位100曲のうち23曲が日本の音楽です<sup>6</sup>。また、全世界のレコード演奏・伝達権による収入は、令和2年から令和6年にかけて1.9倍に増加したとされています<sup>7</sup>。

他方、日本の実演家・レコード製作者にとっては、このような音楽利用の盛り上がりに対して、対価を得る手段が極めて限定的という状況にあります。

そこで、国際標準との整合を図り、日本のアーティストや音楽業界が世界に展開するインセンティブを高め、後進の育成・支援にも繋げていくことを目的として、レコード演奏・伝達権の導入が具体的に議論されるようになりました<sup>8</sup>。

### 2 制度の方向性・今後の課題

文化庁の委員会における議論を経て、令和8年1月9日、報告書草案が提示され、レコード演奏・伝達権に関する制度について、一定の方向性が示されました<sup>9</sup>。

現在、権利の内容としては、許諾権ではなく二次的使用料請求権とする方向で議論が進んでいます。許諾権とすると、既存の著作権と重なって権利処理が複雑化し、かえって公衆への伝達を阻害するおそれがあるためです<sup>10</sup>。

もっとも、音楽利用にはストリーミング等の多様な方法があるため、権利の対象行為の特定が重要となるほか、使用料の支払主体も問題となります。また、利用者側の負担への懸念も大きく、使用料の水準、小規模・非営利利用への配慮、徴収・分配手続の透明性、窓口設計等は、今後の主要論点となると考えられます<sup>11</sup>。

## 第4 おわりに

以上のとおり、議論は途上ではありますが、実演家・レコード製作者に對価を還元する仕組みが導入される可能性は高いといえます。

そのため、企業としては、音源利用の棚卸し(拠点・再生手段・契約相手等の整理)や、BGM配信等の契約における追加費用条項の確認など、法整備に伴うコストの見積りや運用設計を速やかに更新できる体制を整えておくことが重要といえます。

- 文化庁文化審議会著作権分科会政策小委員会「レコード演奏権・伝達権」について」令和7年3月3日(94178201\_01.pdf、令和8年2月9日最終閲覧)8頁
- 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(以下、「WPPT」といいます。)第15条([https://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr\\_index.html](https://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr_index.html)、令和8年2月9日最終閲覧)、実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下、「ローマ条約」といいます。)第12条([https://www.cric.or.jp/db/treaty/jr\\_index.html](https://www.cric.or.jp/db/treaty/jr_index.html)、令和8年2月9日最終閲覧)、貸与権及び貸出権並びに知的所有分野における著作権に関連する特定の権利に関する2006年12月12日の欧州議会及び理事会指令第8条([https://www.cric.or.jp/db/world/EU\\_EU\\_K\\_index.html](https://www.cric.or.jp/db/world/EU_EU_K_index.html)、令和8年2月9日最終閲覧)
- WPPTについて、外務省告示第301号(平成14年7月12日)、外務省告示第62条(平成20年1月30日)、外務省告示第53条(令和元年6月27日)、ローマ条約について、外務省告示第514号(平成元年10月3日)。
- 自国民が相手国において認められるのと同程度の権利の享有を相手国民に認める、という国際的な立法原則を指します。
- 文化庁文化審議会著作権分科会政策小委員会「レコード演奏・伝達権関係資料」令和7年11月26日(94296201\_06.pdf、令和8年2月9日最終閲覧)34頁・37頁
- 前掲脚注5)43頁
- 前掲脚注1)1頁
- 文化庁文化審議会著作権分科会政策小委員会「レコード演奏権・伝達権」について」令和7年12月22日(009\_11\_00.pdf、令和8年2月9日最終閲覧)1頁
- 「文化審議会著作権分科会製作小委員会報告書(素案)」令和8年1月9日(94311501\_04.pdf、令和8年2月9日最終閲覧)
- 前掲脚注9)9頁
- 前掲脚注9)11頁～14頁

# 令和8年4月施行 改正家族法 — 共同親権と財産分与 —

弁護士 逢澤 縁太郎



弁護士  
逢澤 縁太郎  
(あいざわ・えんたろう)

<出身大学>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>  
2025年3月  
最高裁判所司法研修所修了  
(77期)  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 第1 いよいよ施行へ — 令和6年改正家族法制

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)」が成立し、同月24日に公布されました。本改正法は、令和8年4月1日に施行されます。今回の改正は、父母の離婚という局面において、いかにして子の利益を最優先に確保するかという観点から制度全体を再設計するものです。改正内容は多岐にわたりますが、本稿では、①離婚後共同親権制度の導入、②財産分与制度の見直し、の2点を取り上げ、施行直前の現時点で押さえておくべき実務上のポイントを整理します。

## 第2 離婚後共同親権の導入

### 1 制度の概要

現行法では、離婚後は必ず父母のいずれか一方を親権者とする単独親権制度が採られてきました。これに対し、改正後は、協議離婚の場合には父母の合意により(改正民法第819条第1項)、裁判離婚の場合には裁判所の判断により(同条第2項)、単独親権ではなく、父母双方を親権者とする共同親権を選択することが可能となります。

もともと、共同親権は無条件に認められるものではありません。裁判所は常に「子の利益」を最優先に判断し、子への虐待のおそれがある場合や、父母間のDVにより親権の共同行使が困難と認められる場合には、必ず単独親権としなければなりません(同条第7項各号)。

なお、ここでいう虐待やDVは身体的なものに限られません。条文上、「心身」への害悪・有害な影響として定義されるため、精神的DVや経済的支配といった形態も含まれます。

### 2 現在単独親権のケースはどうなるのか

「現在の単独親権は自動的に共同親権へ変更されるのか」という問いが寄せられることがありますが、改正法施行によって自動的に単独親権が共同親権となることはありません。

一方、共同親権化を望む場合、施行後に、家庭裁判所に対し親権者の変更を申し立てることが可能です(改正民法第819条6項)。ただし、この場合も裁判所は子の利益を基準に慎重に判断します。過去の虐待やDV、養育費の長期間の不払い等がある場合、共同親権への変更は容易ではないと考えられます。

### 3 認知済みの婚外子の取扱い

本改正は、婚外子の親権にも重要な変更をもたらします。従来、婚姻関係にない父母の間に生まれた子については、父が認知していても原則として母が単独で親権を行使してきました。

改正後は、認知がされている場合には、父母の協議又は家庭裁判所の判断により、父母の双方又

は父を親権者と定めることができます(改正民法第819条第4項ないし第6項)。婚姻の有無にかかわらず、父母双方又は父が親権を担うことができるようになった点は、子の利益の観点から大きな意義を有します。

## 4 スクリーニング機能の問題

改正前から指摘されているのが、協議離婚におけるスクリーニングの問題です。裁判離婚とは異なり、協議離婚では裁判所による事前審査が行われないため、DVや不当な圧力の下で共同親権の合意が形成されるリスクが懸念されています。

もともと、後に親権者変更の申立てをすることは可能であり、審理の中では、暴力の有無を含む協議の経過、その後の事情変更等を考慮することが予定されていますので、事後的に共同親権状態を解消する道は閉ざされておりません(改正民法第819条8項)。

## 第3 財産分与制度の見直し

### 1 請求期間が2年から5年に

財産分与請求の除斥期間は、従来の離婚後2年から離婚後5年へと延長されました(改正民法第768条第2項)。これは、離婚直後の混乱の中で十分な検討や資料収集ができなかった当事者を救済する趣旨によるものです。

もともと、令和8年3月31日以前に離婚した場合には旧法が適用されるため、この点は注意が必要です。

### 2 考慮要素の明確化

改正法は、財産分与の判断にあたり、財産形成にかかる「各当事者の寄与の程度」その他考慮すべき要素を明確化しました(改正民法第768条第3項前段)。また、家事労働や育児の分担も寄与として評価されることから、寄与の程度は原則として「相等的」とされました(同項後段)。

### 3 財産情報開示義務の創設

さらに、家庭裁判所が当事者に対して財産情報の開示を命じる制度が整備され、違反した場合の過料規定も設けられました(改正家事事件手続法第152条の2)。これにより、手続きの迅速化及び円滑化が見込まれます。

## 第4 おわりに

本改正は、概観してきたように、離婚後の親子関係及び財産関係に大きな変化をもたらすものです。共同親権が子の利益のために適切に機能するか、財産分与制度が実効的に運用されるかは、今後の実務の積み重ねに委ねられています。また、本制度は施行後5年を目途に見直しが予定されており、運用の実態が次の制度形成に直結します。実務家・当事者双方において、新制度を的確に理解し、活用していくことが求められます。

### ●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗
弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 田中 幸佑	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 小宮 俊
弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純	弁護士 榎本 辰則				
弁護士 中務嗣治郎 (オニオンズ)	弁護士 岩城 本臣 (オニオンズ)	弁護士 森 真二 (オニオンズ)	弁護士 加藤 幸江 (オニオンズ)			
弁護士 松本久美子 (金融行動務中)	弁護士 秋山絵理子	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)	弁護士 榎刈 陽 (個人情報保護委員会勤務中)	弁護士 加藤 友香
弁護士 小林 優吾 (金融行動務中)	弁護士 佐藤 諒一	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	弁護士 小川 広将 (金融行動務中)	弁護士 町田諒一郎 (民間企業勤務中)
弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 三村 侑意	弁護士 野崎 佐季 (金融行動務中)	弁護士 亀田孝太郎 (金融行動務中)	弁護士 中村 優介
弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平	弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝	弁護士 中原 由理	弁護士 西川 葵
弁護士 逢澤縁太郎	弁護士 前多 陸	弁護士 本田 祥馬	弁護士 松浦 拓海	弁護士 深田 美紀	弁護士 阿多 侑子	弁護士 内海 徹哉
弁護士 傍島佑一郎	弁護士 山本 侑樹	弁護士 岡庭 遼岳	弁護士 小野澤祐大			
役員弁護士 八木 良一	法務部長 上田 泰豊			※国選弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	※国選弁護士 ロナルド・カルスティアン (カリフォルニア州弁護士)	※国選弁護士 ルンダ・ローマン